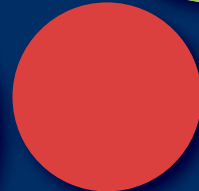
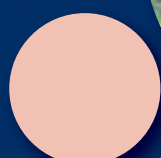
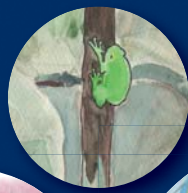
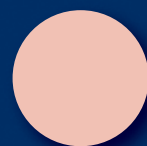




平成30年12月改定

長岡京市 景観計画



はじめに



長岡京市は、京都と大阪の中間に位置する地の利だけでなく、西山をはじめとする自然環境に加え、長岡天満宮や光明寺といった歴史的資源にも恵まれており、利便性となつかしきのバランスが心地よいまちの景観は、市民のかけがえのない財産となっています。それらを守り育て、未来の子や孫に引き継ぐために、平成20年4月に「長岡京市景観計画」を策定いたしました。

景観計画の策定後は、良好な景観形成のためにゆるやかな規制・誘導を図ってまいりましたが、これからの10年を考えると、市制施行から半世紀が経ち、公共施設をはじめとする多くの施設が更新の時期を迎えるなかで、現在の景観を守るだけでなく、未来へ向かって景観を創造することが私たちに求められていると感じています。

こうしたことから、平成25年に都市景観大賞を受賞した長岡天満宮・八条ヶ池周辺を景観重点地区に指定するだけでなく、市域を景観特性に応じてゾーン分けする改定を行い、景観形成のステップアップを図ることといたしました。

景観の取組みは、既に絵が描かれたキャンバスの上に新たな絵の具を塗り足していく作業にも似ています。少しでも多くの人が、住みたい、住み続けたいと思うような「かしこ暮らしっく」なまちを創っていくためには、たった1枚しかないキャンバスに向かって私たちみんなでその作業を積み重ねていく必要があると考えておりますので、市民、事業者の皆様にはより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の改定にあたり、熱心にご審議いただきました各審議会委員の皆様、また、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様に、心から厚く御礼申し上げます。

平成30年12月

長岡京市長

中 小路 健吾

目 次

第1章 景観形成の方針

- 1. 景観形成の基本理念と基本方針..... 1
- 2. 景観形成の目標像..... 2
- 3. 景観形成の姿勢と進め方..... 3

第2章 景観計画の目的と区域

- 1. 長岡京市の景観の現状..... 4
- 2. 景観計画の必要性..... 7
- 3. 景観計画の位置づけ及び目的..... 8
- 4. 景観計画の区域..... 9

第3章 景観計画で定める行為の制限

- 1. 景観計画で定める行為の制限に関する考え方とポイント..... 10
- 2. 景観形成基準の運用について..... 15
- 3. 良好な景観を形成するための届出対象行為と景観形成基準..... 16
 - ①景観形成のための区域・軸の設定..... 16
 - ②景観重点地区の指定..... 16
 - ③区域・軸及び景観重点地区の景観形成方針..... 18
 - ④届出対象行為..... 24
 - ⑤区域・軸別の景観形成基準..... 25
 - ⑥景観重点地区の景観形成基準..... 37
 - ⑦景観計画で定める行為制限に係る手続きの流れ..... 45

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

- 1. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する考え方..... 46
- 2. 景観重要建造物及び樹木の指定方針..... 47

第5章 公共施設の整備に関する事項

- 1. 公共施設の整備に関する考え方..... 48
- 2. 景観重要公共施設に関する事項..... 50

第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

- 1. 屋外広告物の制限による景観形成の考え方..... 52
- 2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する制限..... 52

第7章 景観形成に向けた今後の取り組み..... 55

参考資料

第1章 景観形成の方針

1. 景観形成の基本理念と基本方針

長岡京市の景観は、西山や竹林といった豊かな自然の上に、社寺や史跡、家屋など、人々が日々の営みの中で創ってきた歴史的資源が重なっており、さらにその上に、建築物や道路などの構造物、人々の賑わいや暮らしの雰囲気など、現在の市民の生活が重なることにより成り立っています。また、人間を含む多様な生態系を育む環境も景観を構成する重要な要素のひとつであり、この環境を守り育てることが良好な景観の形成につながっています。つまり、過去から現在までの人々が、生活・生業を営む中で、周囲の自然環境や風土などと相互に関わり、影響し合いながら形づくられた総合的な姿が現在の景観の特徴であり、地域の魅力と市民の誇りの源となっています。

将来の景観を、豊かで魅力的なものとしていくためには、『みどりと歴史 人が織りなす、魅力と誇りにあふれる景観』を景観形成の基本理念とし、建築物や道路などの目に見えるものを整え美しくするとともに、自然の生態系を大切にしながら、うるおいや安心感や愛着など、日々の暮らしの中で私たちが感じる目に見えない豊かさも高めていくことが大切です。

市民の暮らしや生業の結果として現れるまちの姿、さらに『市民の生活そのものが豊かな自然や歴史・文化資源と調和し、いきいきと美しく感じられるようにする』ことを基本方針とし、景観形成を進めます。

〈景観形成の基本理念〉

『みどりと歴史 人が織りなす、魅力と誇りにあふれる景観』

〈景観形成の基本方針〉

『市民の生活そのものが豊かな自然や歴史・文化資源と調和し、
いきいきと美しく感じられるようにする』



八条ヶ池（長岡天満宮）



2. 景観形成の目標像

景観形成の理念や基本方針をふまえ、これからの景観形成に向けては、
『長岡京らしさを形づくる景観資源や暮らしの場を大切にしながら、身近な景観を守り、
西山から市街地への緑の流れを育て、豊かな魅力あふれる景観を創り出す』ことを目標とし、
市民・事業者・行政の協働により、まちの魅力を高めていきます。

〈景観形成の目標像〉

『長岡京らしさを形づくる景観資源や暮らしの場を
大切にしながら、身近な景観を守り、
西山から市街地への緑の流れを育て、
豊かな魅力あふれる景観を創り出す』



西山と豊かな農地

3. 景観形成の姿勢と進め方

① 景観形成の基本的な姿勢

景観は、市民が毎日暮らす住宅や、事業者が営む店舗や工場、農家が耕す田畑、行政が管理する公園や道路などにより形づくられています。また、人々の日々の営みそのものも景観の一部となっています。一方で、人々に親しまれ、長岡京らしさを醸し出している豊かな自然や歴史・文化などの景観資源は、人々の活動次第で保全されることも喪失することもあります。

このため、市民・事業者・行政が、長岡京市の景観の価値を理解しながら、

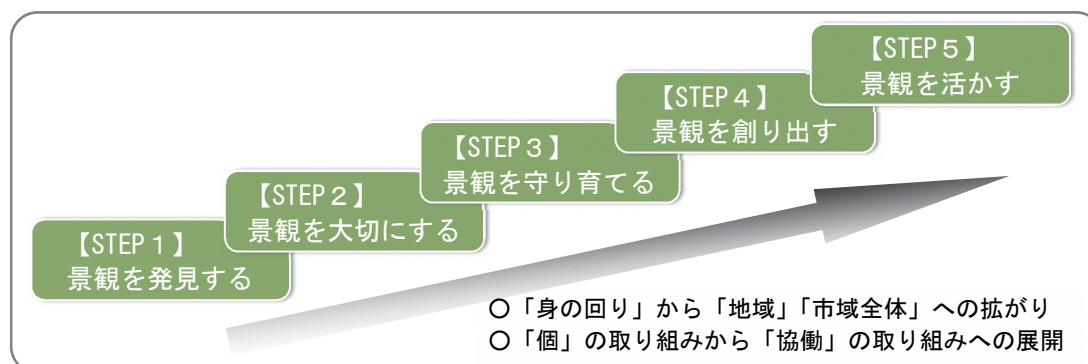
『長岡京に関わるすべての人が主人公となって取り組む景観形成』を基本的な姿勢として、協働を推進します。

〈景観形成の基本的な姿勢〉

『長岡京に関わるすべての人が主人公となって取り組む景観形成』

② 景観形成の基本的な進め方

景観形成は、一人ひとりの小さな取り組みからでも始めることが大切ですが、市民・事業者・行政が互いに協力し合うことにより、より魅力的な景観形成を可能にします。そのため、市民・事業者・行政のそれぞれの取り組みを協働により広げ、さらには身の回りの取り組みから地域、市域全体における取り組みに展開させていくことを、景観形成の基本的な進め方とします。



	取り組みの展開	市民・事業者の役割	行政の役割
【STEP1】 景観を発見する	身の回り／個人	○景観に関心を持ち、よさや課題を発見する	○景観に関する情報や機会を提供し、市民・事業者と景観のよさを共有する
【STEP2】 景観を大切にする	身の回り／個人	○景観作法を考え、できることを実践する	○景観形成の手本となるようなまちづくりを実践する ○市民・事業者による、身の回りの景観作法の実践を支援する
【STEP3】 景観を守り育てる	身の回りにおいて個人から仲間を広げる	○長岡京市の景観の一部として日々の暮らしの空間を適切に手入れする	○市民・事業者による、景観資源の維持・管理活動を支援する
【STEP4】 景観を創り出す	地域における市民と事業者の連携	○地域における景観形成方針やルールを検討する ○景観形成の活動を地域単位で行う	○地域における景観形成方針やルールの検討を支援し、地域からの提案を活用する
【STEP5】 景観を活かす	市域全体における市民・事業者・行政の連携・協力	○景観形成の取り組みをまちづくり活動に結びつけて実践する	○景観形成の取り組みとまちづくり活動との連携を推進する ○景観形成を都市の賑わいや都市ブランドに活用する



第2章 景観計画の目的と区域

1. 長岡京市の景観の現状

① 長岡京らしさを形づくる代表的な景観

長岡京市は、京都と大阪の間に位置する優れた利便性を有しながら、市街地の間近に西山を去から積み重ねられた歴史資産が存在し、視覚以外で感じるまちの雰囲気やいきいきとした市民これは何気ない日常的な景観ですが、『ほっとする』落ち着きと自分の住む土地の『誇り』を代表的な景観として、以下のものがあげられます。

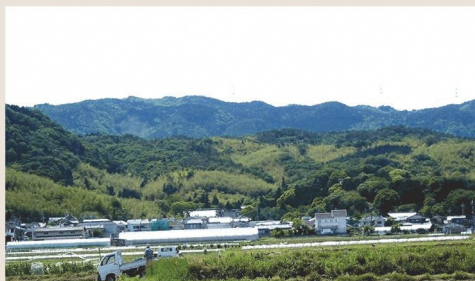
これらは代表的な景観であるとともに、それぞれが関わり合いながら、全体として「長岡京ら雰囲気や存在感などの価値を大切に継承していく必要があります。

(長岡京らしさを形づくる代表的な景観)

【西山】

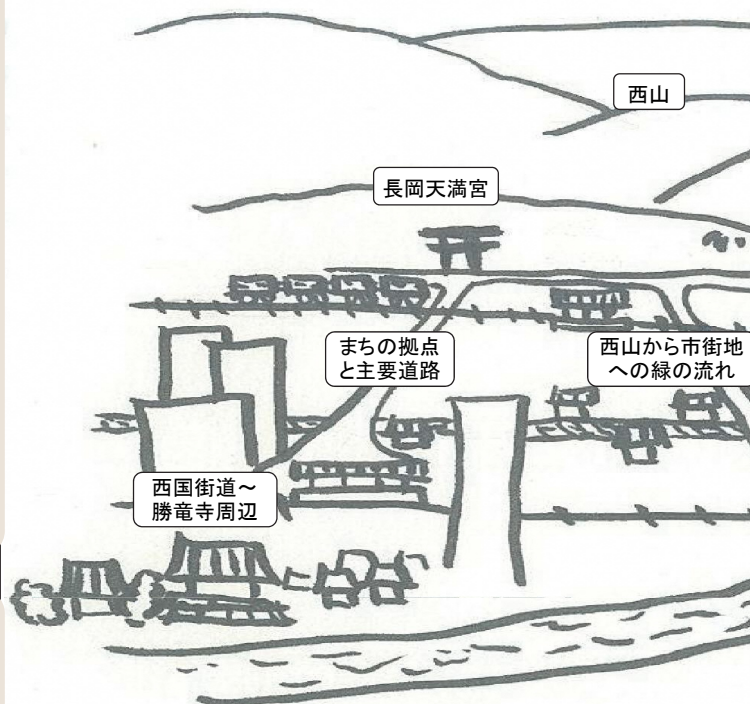
市街地の背景に西山を望む地形は、長岡京市の景観の大きな特徴です。

西山の緑豊かな自然は、四季折々に異なる表情をみせながら、こぼれ落ちるように市街地の緑とつながっており、市民の誇りとなっています。



【長岡天満宮】

中心部に位置する長岡天満宮や、その周辺の八条ヶ池や桜並木、周辺の西山と一体となった緑豊かな住宅地などの景観は、隣接する中心市街地にうるおいと風格を与えています。



【西国街道～勝竜寺周辺】

西国街道から勝竜寺周辺にかけての市街地は、古い家屋や城跡、石畳の道により、歩くことで長岡京らしい歴史や文化を感じることのできる地区となっています。



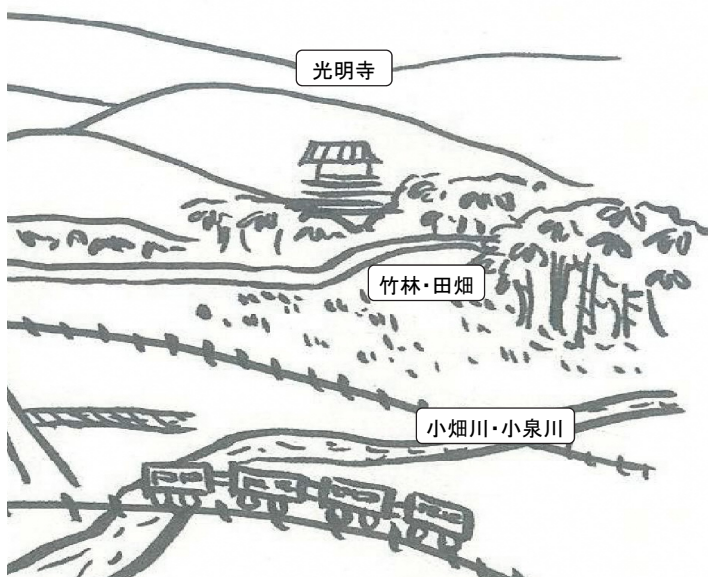
望み、市街地内には西山から流れる豊かな緑を背景として良好な景観要素となっている住宅地、過の生活の姿も含めて「長岡京らしい景観」を形成しています。

多くの市民に感じさせ、住みやすさを実感させており、市民の大きな財産です。

しさを形づくっており、自然環境と歴史景観との調和を基本にしながら、今後もその場所の

【光明寺】

落ち着いた住宅地とともに西山に抱かれるように位置する光明寺周辺は、緑と文化を象徴する景観です。



【竹林・田畑】

里山である西山や竹林、田畑は、農林業などの生業と結びついた緑の景観であり、季節の移ろいや安心感、なつかしさを市民に感じさせています。



【まちの拠点と主要道路】

JR 長岡京駅、阪急長岡天神駅、京都縦貫自動車道長岡京 IC や阪急西山天王山駅は、様々な機能が集積するまちの拠点であり、天神通り・文化センター通り・アゼリア通りは、市民の暮らしと関わりの深い主要道路です。まちの拠点と主要道路は、現代的な市民生活を象徴する存在であるとともに、将来の景観の骨格として重要です。



【小畑川・小泉川】

小畑川、小泉川は、豊かな自然環境や水辺のせせらぎを身近に感じることができる場所であるとともに、西山の稜線などへの視点場としても重要であり、市民が地域の景観に親しむことのできる重要な場所となっています。





② 市民の暮らしに身近な景観

代表的な景観以外にも、身近な市民の暮らしの中で、地域のよさが感じられる景観は数多く存在します。こうした身近な地域の景観も、そこで生活する人々が発見してその価値を認め、育てていくことにより、景観の新たな魅力を形づくるものです。



緑豊かなまちなみ



花菜摘み



下海印寺のこいのぼり



筍の収穫

2. 景観計画の必要性

緑と歴史と生活が織りなす長岡京市の景観は、市民に落ち着きやゆとり、地域への誇りを感じさせる市民の大きな財産です。

これは先人が守り育ててきたものであり、後世に引き継ぐことは市民の責務ですが、市民の価値観や生活様式の多様化により、個人の努力のみで景観を守り育てることは容易ではなくなってきています。

特に近年では、工場跡地や農地の転用などによる住宅開発が進行し、阪急西山天王山駅の開業と京都縦貫自動車道（長岡京 IC）の開通、阪急長岡天神駅周辺の整備などの新たな都市基盤整備に伴い、地域の大きな変化が予想されます。

また、長岡京市では平成 20 年に景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条の規定による景観計画を策定し、長岡京らしい景観まちづくりを進めてきましたが、策定から 10 年が経ち、景観に対する関心の高まりとともに現行の基準に対する課題も見えてきました。

こうしたことから、これまでの取り組みを踏まえ、長岡京らしい良好な景観形成に向けた景観施策のステップアップを図り、市民・事業者・行政の協働による景観づくりの取り組みを進める必要があります。



阪急西山天王山駅



JR長岡京駅前（バンビオ広場公園）



3. 景観計画の位置づけ及び目的

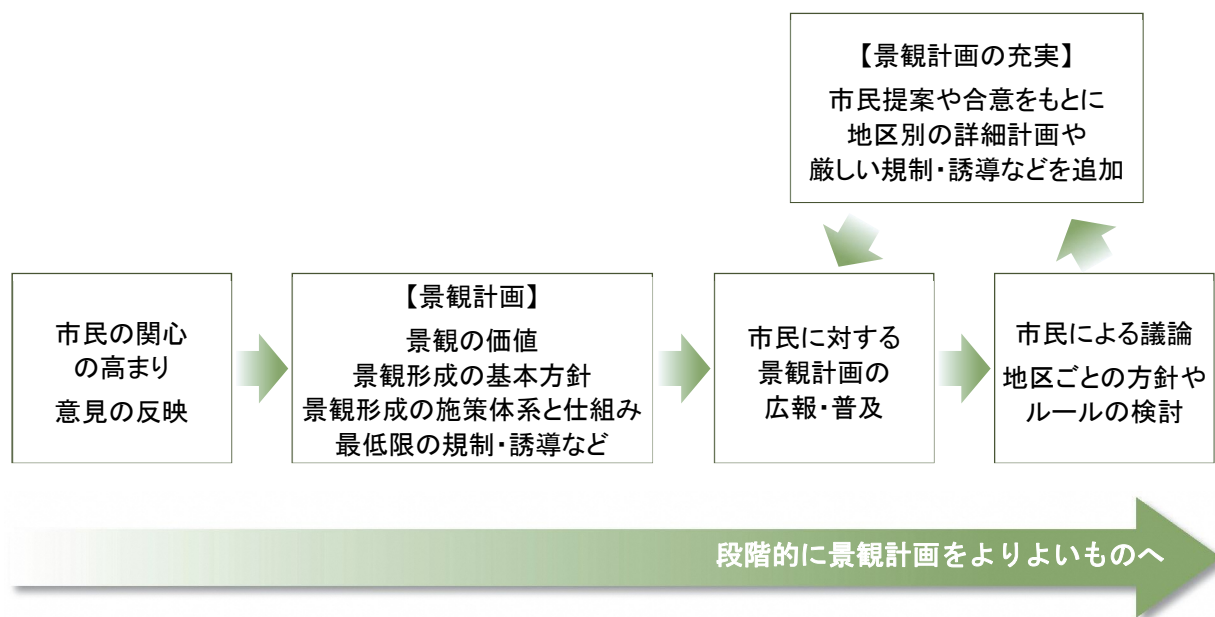
長岡京市の景観計画は、地域の活性化や「住みたい 住みつづけたい 悠久の都」の実現を図り、市民・事業者・行政の協働により景観施策を積極的に実施するために作成します。

また、景観計画に記載される考え方が法に基づく方針となり、その位置づけが明確になることは、長岡京市の景観形成を進める上で効果的であり、長岡京市の景観計画を、市民協働による景観形成の取り組みに向けた第一歩と位置づけ、景観の価値、景観施策の必要性や取り組みの基本的な方針を市民や関係者に周知していきます。

そして、市民や関係者との議論を重ね、その熟度に応じて、市民からの提案なども取り入れながら段階的に内容を充実させ、地区ごとの詳細な方針や、良好な景観形成を進めるためのルールづくり、厳しい規制・誘導などについて、市民との議論を十分に積み重ねた上でより良いものにしていきます。

〈景観計画の位置づけ及び目的〉

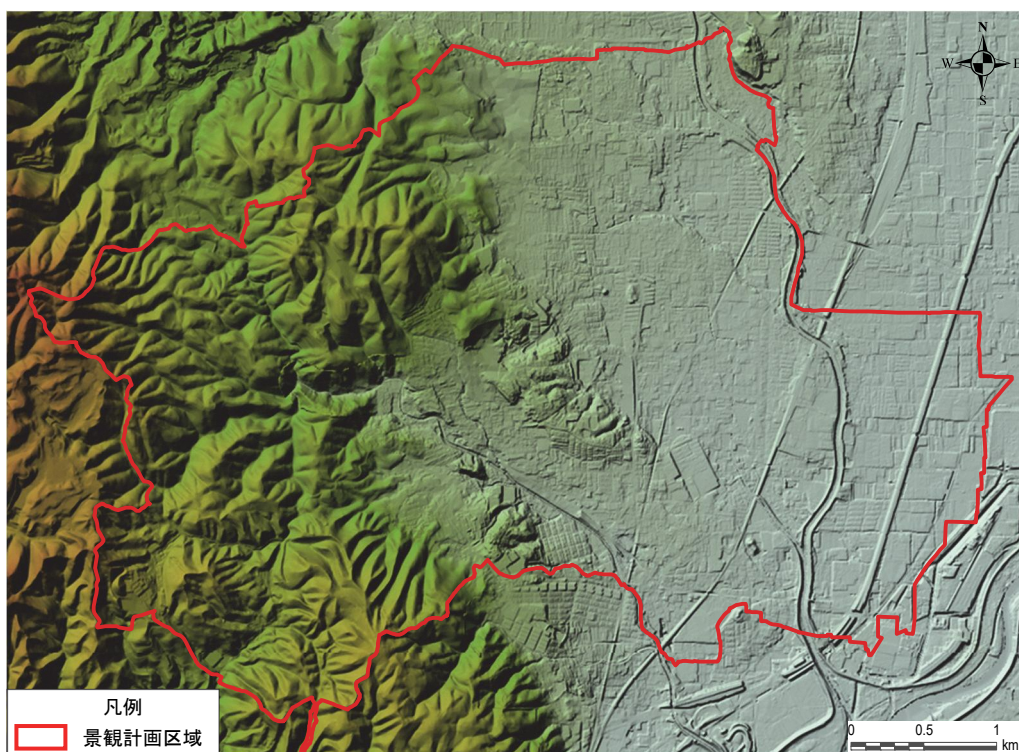
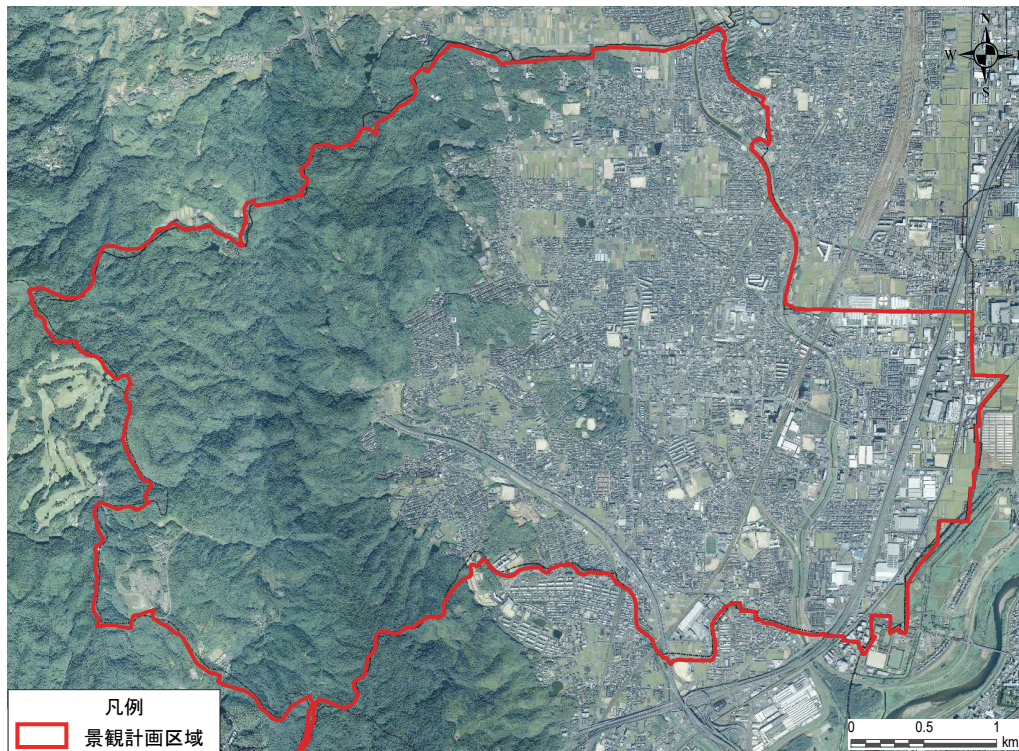
**「住みたい 住みつづけたい 悠久の都」の実現を図り、
市民・事業者・行政の協働により景観施策を積極的に実施**



4. 景観計画の区域

景観計画の区域については、市域全体の構造を捉えた景観形成に対する方針を打ち出すことが必要であるため、長岡京市域全域とします。

(景観計画区域 長岡京市域全域)



※この図は、地理院タイルを加工して作成したものです。



第3章 景観計画で定める行為の制限

1. 景観計画で定める行為の制限に関する考え方とポイント

長岡京市の景観は、背景となる西山や緑に対して市街地が調和した姿となっており、全体として明るくゆとりある空間となっていることに大きく特徴づけられています。

この大きな特徴を守っていくためには、市街地において新たに行なわれる土地の形質の変更や建築など、景観に対して影響を与える行為が、背景となる西山や緑、またそれらと既存のまちなみとの調和を乱さないことが必要です。

そのため、景観計画で定める行為の制限は、背景となる西山や、西山から市街地への緑の流れといった、市域全体の景観の特徴を守っていくために必要な制限とします。

また、上記の趣旨に基づいた行為の制限の内容を定める上で重要なポイントは、次の3点です。



① 長岡京市域全体で景観に影響を与える行為について形態・意匠を誘導

背景となる西山や緑に対して市街地が調和した長岡京市の景観の特徴を守っていくために、市街地において新たに行なわれる土地の形質の変更や建築など、景観に対して影響を与える行為について、形態・意匠に関する基準を設定し、周辺の景観との関係について配慮した外観となるよう誘導します。

また、中高層マンション、大規模宅地開発、大規模な工場などは、特に長岡京市域全体の景観に対して与える影響が大きいものです。こうした大規模な土地の形質の変更や建築などの行為は、周辺の景観との関係について配慮するだけでなく、長岡京市の良好な景観形成を先導するような形態・意匠としていくことが重要です。

そのため、景観に与える影響が大きい大規模な行為については、より詳細な基準の設定や、デザインに関する審査を行い、長岡京市の景観形成の先導的なモデルとなるよう誘導することとします。



西山と市街地



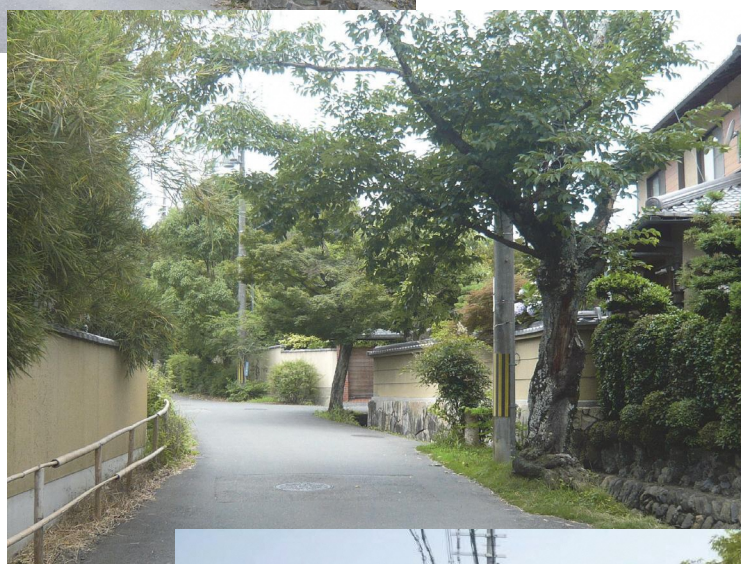
② 西山から市街地への緑の流れを創り出すため、市街地内での緑の創出を誘導

長岡京市の景観において、市街地内の緑は、市民の暮らしに身近な地域の魅力あふれる存在であるとともに、西山から市街地への緑の流れを創り出す重要な景観要素です。

そのため、市街地内で土地を造成したり、建築物を建てたりといった行為を行なう場合には、生垣や植栽を設置するなど、緑の創出を誘導していきます。



市街地内の植栽



天神の緑豊かなまちなみ



大規模な施設の周囲の植栽

③ 背景となる西山や緑に対する市街地の調和を図る色彩を誘導

市街地の背景となる西山の緑は、多様な樹種の葉・枝・幹から成り立つとともに、四季折々に変化する様々な色の集合体であり、その繊細さが魅力となっています。

また、市街地の色は、低彩度の落ち着いた色で、かつ温かみの感じられるベージュ色（YR・Y系）で基本的に構成されています。市街地の色が低彩度に抑えられ、かつ明るさ、温かみのある色味で成り立っていることにより、背景となる西山の繊細な緑の色との調和が保たれています。

このように、市街地の落ち着いた色は西山の緑を活かしており、そのバランスのよさが景観の基調となって、豊かな魅力を生み出しています。



しかし、今後市街地内で鮮やかな色の建築物や工作物が増えると、鮮やかな色との対比としてしか西山の緑を見ることができなくなり、その魅力を感じるものが難しくなります。

そのため、極端に目立つ色彩の建築物や工作物などが新たに生じないように、具体的に色彩に関する基準を設け、マンセル値（JIS 標準色票に基づく）で数値化することにより、極端に明るい色や暗い色、鮮やかな色を使用しないようにし、落ち着き感のある控えめな低彩度色を使用するように誘導していきます。





■□■ 参考：マンセル表色系 ■□■

市街地の背景となる西山の緑、市街地のベージュやグレー等、まちなみ景観の色彩は多様ですが、色名からイメージする色には個人差があります。

このため、本景観計画では、色彩を客観的に表すための国際的な尺度のひとつである「マンセル表色系」を用いています。

マンセル表色系は、ひとつの色彩を「色相」「明度」「彩度」という3つの尺度の組合せによって表し、これを色彩の三属性といいます。

色相：色合い

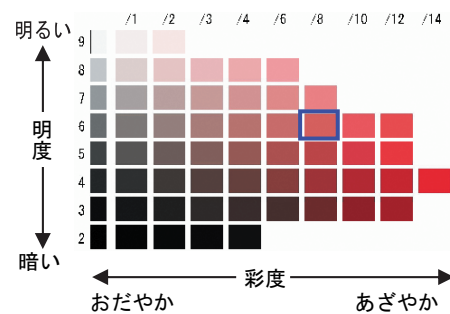
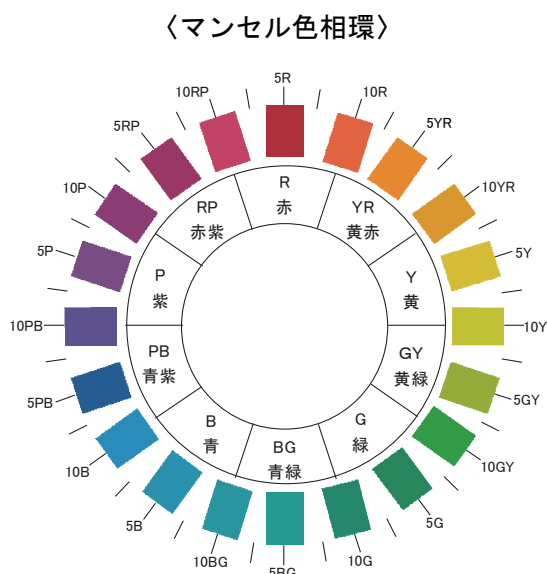
R (赤)・YR (黄赤)・Y (黄)・GY (黄緑)・G (緑) BG (青緑)・B (青)・PB (青紫)・P (紫)・RP (赤紫) の基本10色相で表します。このアルファベットと、その度合いを表す0から10までの数字を組合せ、10Rや5YR等のように表します。また0Rは10RPと、10Rは0YRと同意です。

明度：明るさの度合い

0から10までの数値で表し、数値が大きくなるほど明るい色を示します。実際には、最も明るい白で9.5程度、最も暗い黒で1程度です。

彩度：あざやかさの度合い

0から14程度の数値で表し、数値が大きくなるほどあざやかな色を示します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなど無彩色(N系)の彩度は0になります。また、色相によって最高彩度は異なり、赤・黄系は14程度、青系は8程度です。



マンセル値の表記

【上記の場合】

ごアール ろく の はち
5R 6 / 8
 色相 明度 彩度

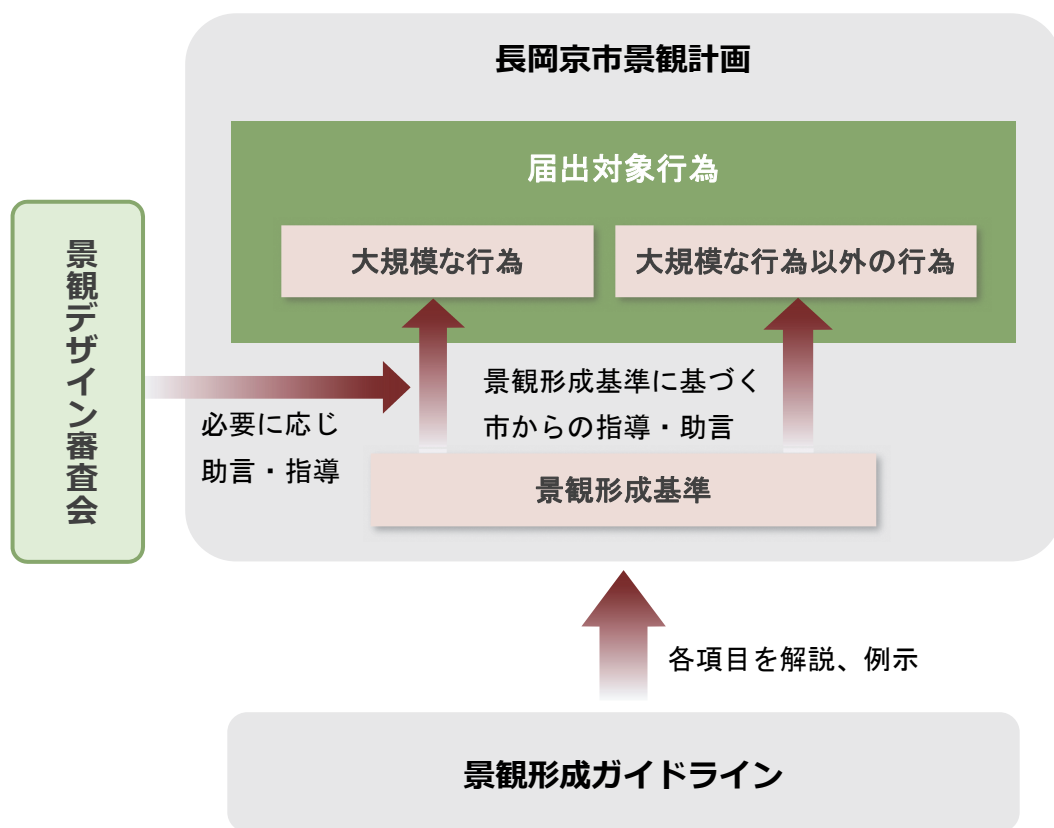
白、黒、グレーの色味のない色を無彩色といい、明度（明るさの度合い）しかありません。

無彩色の場合、**N 6** と表記します。
エス ろく 明度

2. 景観形成基準の運用について

景観計画で定める景観形成基準の運用にあたっては、景観形成ガイドラインを定め、これに基づき指導・助言などを行なっていくこととします。景観形成ガイドラインでは、景観形成基準に記載されている各項目について、より詳細な配慮の方法や工夫の仕方などを解説、例示していきます。

また、景観法に基づく届出制度において定める大規模な行為については、景観形成基準に基づきデザインチェックを行なう景観デザイン審査会を設置し、形態・意匠などについて助言・指導を実施します。





3. 良好な景観を形成するための届出対象行為と景観形成基準

① 景観形成のための区域・軸の設定

地域の特性に応じた効果的な景観誘導を図るため、景観計画区域を土地利用や構造を踏まえて4つの区域に区分します。また、4つの面的な区分に加え、市域の景観の構造を特徴づける骨格となる線的要素を景観軸として設定します。

4つの区域及び景観軸について、それぞれの特性に応じた景観形成方針を策定するとともに、行為の制限に関する事項を設定します。

■ 4つの区域及び景観軸設定の考え方

長岡京市の土地利用は、西山山麓から東へなだらかに広がる斜面と平坦地という地理的な特性に従って、いくつかの特徴的な地域に分けることができます。

面的には、市域の約4割を占めている西部の西山と、中心部の住宅地や商業地、東部は企業が集積する工業地域となっています。比較的似通った景観が面的に広がる地域として捉え、豊かな自然を守り・残す「西山・山麓景観区域」、市街地を形成する「市街地景観区域」、「住工景観区域」、「工業景観区域」の4つに区分します。

また、長岡京市の重要な景観要素である、主要な河川や沿道を景観軸として設定し、良好な景観に誘導していくことで、これをひとつの景観モデルとしてその他の各区域内の河川・沿道の良好な景観形成に波及していきます。

区域と景観軸

区域	西山・山麓景観区域	山地（西山）、住宅地、農地
	市街地景観区域	住宅地、商業地、農地
	住工景観区域	工業地、住宅地
	工業景観区域	工業地
景観軸	河川軸	小畑川、小泉川
	沿道軸①	天神通り、文化センター通り
	沿道軸②	アゼリア通り
	旧街道軸	西国街道

② 景観重点地区の指定

景観計画区域内で、特に重点的に良好な景観形成を図る必要がある地区を景観重点地区に指定し、地区の特性に応じた景観形成の方針と行為の制限に関する事項を定めます。

【指定要件】

以下の要件のいずれかに該当する地区を景観重点地区として、当該地区の住民、事業者等の意見を聴いて指定します。

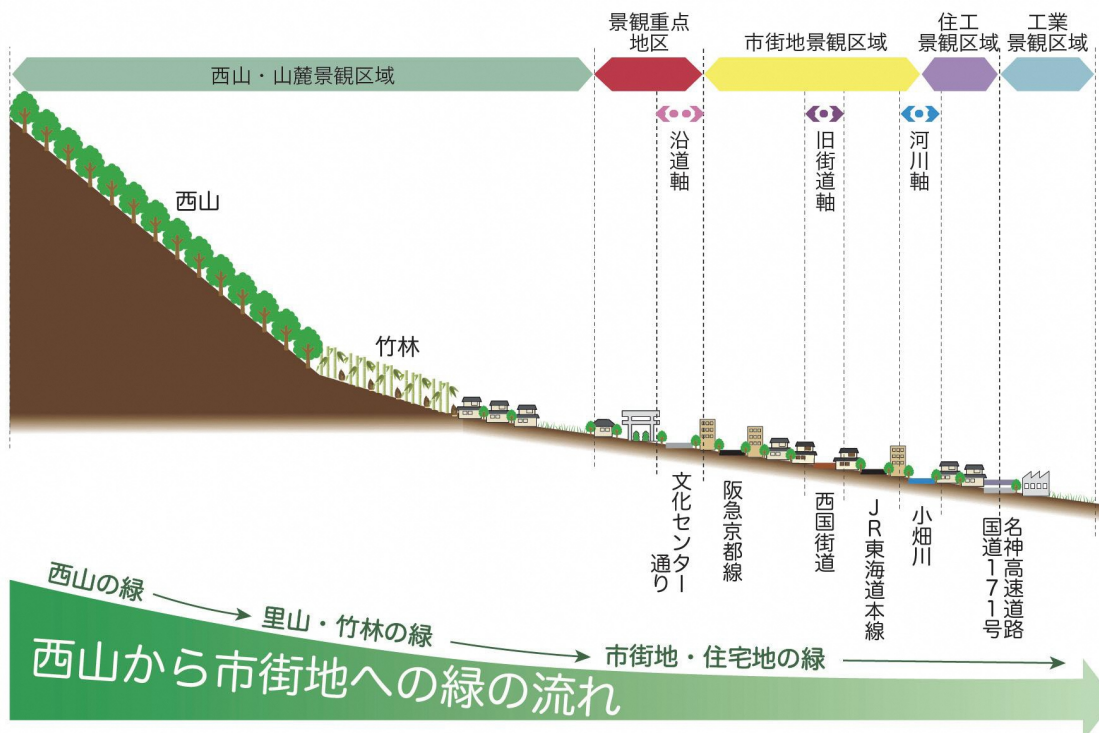
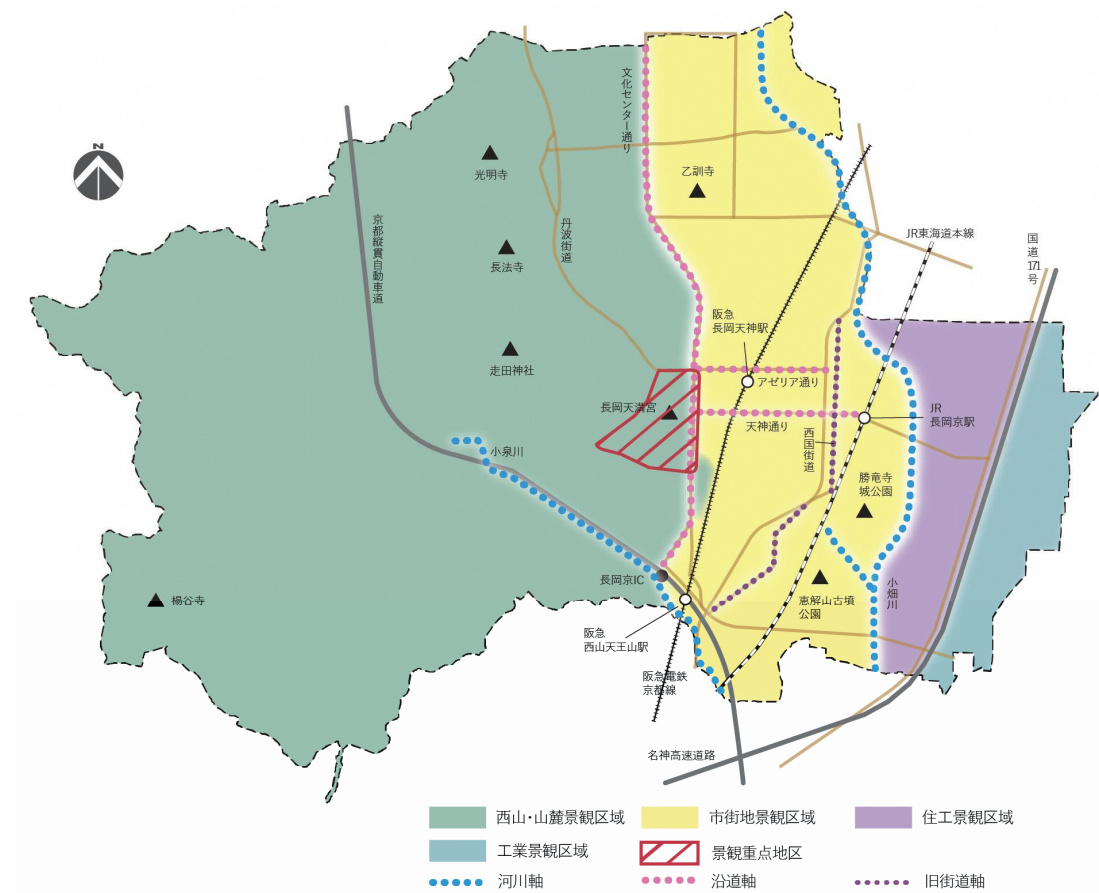
- ア 長岡京市のシンボリックな景観を有し、市の顔となる地区
- イ 歴史的なまちなみや、歴史文化資源を核とした優れた景観が形成されている地区
- ウ 水や緑などの豊かな自然景観を有する地区
- エ 良好な住宅地環境を形成している地区、又は形成する必要がある地区

【指定地区】

○長岡天満宮・八条ヶ池周辺地区

今後、この地区をモデルとして段階的に順次指定を進めていきます。

■ 景観区域・軸と景観重点地区（イメージ図）





③ 区域・軸及び景観重点地区の景観形成方針

■ 西山・山麓景観区域

【現況】

市域面積の約4割を占める西山と、その山麓に広がる竹林、八条ヶ池周辺や小泉川などが緑豊かな自然景観を形成している地区です。

西山は、市街地の背景として四季折々の表情を見せ、長岡京市の景観を大きく特徴づけています。また、長岡天満宮や光明寺、楊谷寺などの歴史資源を有するとともに、山すそは、西山と一体となった緑豊かな閑静な低層住宅地として良好な景観を形成しています。

地区北部は、市街化調整区域に貴重な資源であるまとまりのある農地が広がり、隣接する市街地にゆとりとうるおいを与えています。



楊谷寺



山麓に広がる竹林



緑豊かで閑静な住宅地



西山から市街地を望む

【景観形成方針】 西山の緑に溶け込むような景観をつくる

- 長岡京市の重要な景観である西山の山並みや緑、山麓に広がる緑豊かな竹林や田園を保全・継承し、市街地との緩衝帯として近接する西山に溶けこむような景観形成を行います。
- 住宅地では、西山の自然の緑と連続した豊かな緑に囲まれた良好な住環境が保たれており、区域内に点在する社寺等の歴史的資源と、そこにつながる道や住宅地等の周辺空間（バッファゾーン）を一体的に守り育てながら、来訪者を迎え入れつつも落ち着きのある緑のうるおいと歴史の風格が感じられる景観形成を行います。

■ 市街地景観区域

【現況】

JR 東海道本線と阪急電鉄京都線の3つの駅を有しており、市民の暮らしと関わりの深い、長岡京市で最も賑やかで活気のある地区です。

中央部は、JR 長岡京駅や阪急長岡天神駅を中心に、商業施設や市役所等の公共施設が立地し、住宅地と共存しています。

北部は、市街化区域内に穴抜き状の市街化調整区域があり、住宅地とまとまった農地の田園風景が広がっているほか、乙訓寺などの社寺林も残っていることから開放的で緑豊かな景観が見られます。

南部は、勝竜寺城公園や恵解山古墳公園、中山修一記念館など複数の歴史文化資源や、学校等の教育施設が集積する地区です。また、阪急西山天王山駅や長岡京 IC 周辺は、様々な機能が集積する新たな都市拠点として整備されています。



中心市街地



恵解山古墳公園



勝竜寺城公園

【景観形成方針】 住宅地・まちの拠点・農地が調和した緑豊かないきいきとした景観をつくる

- まちなみの背景となる西山の眺めを阻害せず、これと調和した緑豊かでうるおいが感じられる景観形成を行います。
- 住宅地では、豊かな緑を背景とした良好な景観要素となっている住宅や過去から積み重ねられた歴史資産を守るとともに、五感で感じるまちの雰囲気やいきいきとした市民の生活の姿が感じられる景観形成を行います。また、地区に点在する歴史資産とその周辺空間（バッファゾーン）の一体的な景観形成を行います。
- 商業や様々な都市機能が集積するまちの拠点は、現代的な市民生活を象徴するとともに、長岡京市への訪問者に対して“まちの顔”ともなる存在であり、住みやすいまちを感じさせるとともに、市民の誇りとなる景観形成を行います。
- 農地や竹林など生業と結びついた緑が残る地区では、これらの緑を守るとともに、周辺と一体となって市民に季節の移ろいや安心感、なつかしさなどを感じさせる景観形成を行います。



■ 住工景観区域

【現況】

小畑川と国道 171 号に挟まれた工場を中心とした地区で、大手電機メーカーなどの企業も立地していますが、近年は工場の移転もありその跡地にマンションや戸建て住宅などが建てられている地区です。

地区の大半が準工業地域及び工業地域に指定されていますが、住宅地への土地利用転換が一定進むことによって、工業地と住宅地がお互いの環境を守り、共存していくことが求められています。



建物用途の混在



農地の宅地化

【景観形成方針】 住宅地と工業地の調和がとれた景観をつくる

- ・ まちなみの背景となる西山の眺めを阻害しない景観形成を行います。
- ・ 住宅地と工業地が隣接する地区では、緑化された緩衝空間を確保するなど住宅地の環境に配慮しつつ調和のとれた景観形成を行います。
- ・ 工業地では、道路などの公共空間から見て緑豊かでゆとりとうるおいのある景観形成を行います。

■ 工業景観区域

【現況】

国道 171 号の東側に位置し、長岡京市の産業を支える地区としてまとまった工場の立地がみられます。

工業地域及び工業専用地域に指定されており、大規模な敷地と工場・事務所の大きな建物で構成されるスケールの大きな景観となっていますが、敷地内及び沿道部では緑化が進められているほか、地区内には農地も残っているなど緑も比較的に見られます。



工場における沿道での植栽

【景観形成方針】 ゆとりとうるおいのある景観をつくる

- ・ 西山の遠景を阻害しない景観形成を行います。
- ・ 工業地では、沿道部や敷地内の緑化により、道路などの公共空間から見て緑豊かでゆとりとうるおいのある景観形成を行います。

■ 河川軸

【現況】

小畑川は市域東部を南北に、小泉川は南西部をほぼ東西に貫流して桂川に注いでいます。小畑川や小泉川は、豊かな生物生息環境となるなど四季や自然を感じさせる大きな軸となっている河川です。また、川にかかる橋や川沿いの道からは西山を眺望することができ、西山の視点場として重要であるとともに、豊かな自然環境や水辺のせせらぎを身近に感じることができる重要な軸です。



小畑川犬川合流部



小泉川から西山を望む

【景観形成方針】 水と緑を活かした景観をつくる

- ・ 河川沿いの建築物等が対岸・堤防・橋梁上などから見られることを意識し、外形や色調が河川の水・緑と調和するような景観形成を行います。
- ・ 連続する水と緑の軸として広がりのある眺望を確保するため、大規模な建築物や広告物等については、河川の視界が開けたオープンスペースという特性に配慮するとともに、西山の山並み等のスカイラインについても配慮した景観形成を行います。

■ 沿道軸

【現況】

天神通りは、長岡京市の玄関口である JR 長岡京駅西口から長岡天満宮・八条ヶ池まで伸びるシンボルロードであり、電線の地中化や街路樹のある歩道空間が整備され、沿道はマンションや商業施設が立地するなど、良好な都市景観の形成が進められています。現在は、都市計画道路の拡幅工事が進められています。

市域を南北に縦断する文化センター通りの沿道は、住宅や商業のほか、図書館や文化会館等の公共施設が立地するなど、都市的な景観が形成されています。軸北部の沿道には、多くの農地が残されており、農地の向こうに西山山麓の景観の広がりを望むことができます。

アゼリア通りは、長岡天満宮・八条ヶ池から市の中心市街地を通り西国街道へと続く、市民の暮らしと関わりの深い道路です。現在、阪急長岡天神駅周辺整備や市庁舎建替えの検討が進められている中で、市民や観光客の憩い・交流の場としての役割をさらに発揮することが求められています。



天神通り（シンボルロード）



アゼリア通り



文化センター通り（長岡天満宮・八条ヶ池周辺）



文化センター通り

【景観形成方針】 西山との緑の連続性を活かした景観をつくる

- 沿道から見える建築物・工作物については、道路空間から見られることを意識し、外形や色調がまちなみと調和するような景観形成を行います。
- 天神通りについては、長岡京市のシンボル軸となるよう、長岡天満宮・八条ヶ池と一体感ある道路景観に留意した、調和のとれた秩序と風格のある景観形成を行います。
- 文化センター通りについては、山麓景観や田園景観と調和した緑豊かで秩序のある景観形成を行います。
- アゼリア通りについては、長岡天満宮・八条ヶ池と西国街道を結ぶ商業や交流の中心軸として、西山からの緑の連続性を確保したヒューマンスケール※¹（P49）で賑わいのある景観形成を行います。
- 長岡京市を東西に貫く道路は、西山から市街地にかけての緑の連続性に配慮し、周辺と一体となって緑豊かなうまいのある景観形成を行います。

■ 旧街道軸

【現況】

西国街道は、古代には山陽道の一部を構成し、近世から近代にかけても京都から大阪を経て西国へ至る重要な幹線道路として、人や物資の往来、情報や文化の伝搬を担う動脈となっていました。

石田家住宅や中野家住宅をはじめ西国街道沿いの歴史的な面影を残す古い家屋や石畳の道など、歴史や文化を感じることができる風情あるまちなみが形成されています。街道沿いは住宅地が多く、一部では通りに面して伝統的な形態意匠の塀や植栽を配置したり、格子を付けるなど歴史的な景観への配慮がされており、歴史的な雰囲気を持ったまちなみとして、また観光資源としても重要な軸です。



石田家住宅（神足ふれあい町家）



石畳舗装された西国街道のまちなみ

【景観形成方針】 歴史的街道の伝統を活かしたまちなみをつくる

- ・ 歴史的街道の沿道であることを意識し、沿道に残る歴史的資源と石畳、石畳風の舗装整備を進めている道路等の公共空間・まちなみが一体となって、旧街道の歴史的な雰囲気を感じさせる伝統的な形態意匠を大切にした景観形成を行います。
- ・ 歴史的資源やまちなみの周辺空間（バッファゾーン）は、これらと調和した景観形成を行います。

■ 景観重点地区（長岡天満宮・八条ヶ池周辺地区）

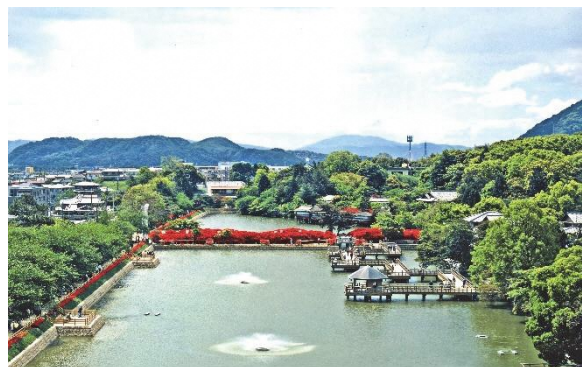
【現況】

長岡京市を代表する歴史的資源である長岡天満宮を中心とした地区で、市民の憩いの場でもある八条ヶ池周辺には、市民や来訪者など多くの人々が集まります。

周辺の住宅地は、緑豊かでゆとりのある和風住宅が多く、周辺と一体となって良好な風致景観が形成されています。



天神の連続性のあるまちなみ



八条ヶ池周辺

【景観形成方針】 長岡天満宮・八条ヶ池の歴史的景観をまもる

- ・ 長岡京市のシンボルである長岡天満宮及び八条ヶ池の歴史的な景観を保全するとともに、周辺の緑豊かな住宅地のまちなみが一体となって、静穏で落ち着いた歴史的な雰囲気を感じさせる景観形成を行います。
- ・ 重要な沿道軸である天神通り及び文化センター通りと接続しており、それぞれの通りからの眺めも意識した景観形成を行います。



④ 届出対象行為

【大規模な行為】

対象物及び規模	対象行為
《建築物》 (1) 建築面積 1,000 m ² を超えるもの、又は高さ 15mを超えるもの。 (2) (1) に該当する建築物のうち、外観の変更に係る部分が見付面積の 1/2 を超えるもの。	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
《工作物（電柱を除く）》 (1) 煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔、その他類するもののうち、高さ 15 mを超えるもの。 （建築基準法施行令第 138 条第 1 項第 1 号～第 4 号に定めるもの） (2) 擁壁の高さ 5m以上及び長さ 10mを超えるもの。 （建築基準法施行令第 138 条第 1 項第 5 号に定めるもの） (3) 観光用の乗用エレベーターなど昇降機、ウォーターシュート、コースター、観覧車、飛行塔など遊戯施設、製造施設、飼料などの貯蔵施設、汚物処理場、ごみ焼却場など処理施設、その他類するもののうち、高さ 15mを超え又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの。 （建築基準法施行令第 138 条第 2 項～第 3 項に定めるもの） (4) (1)、(2) 又は (3) に該当する工作物のうち、外観の変更に係る部分が見付面積の 1/2 を超えるもの。	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
《その他》 ・敷地面積 1,000 m ² 以上の土地の形質の変更。 ・敷地面積 1,000 m ² 以上、又は高さ 5mを超える土砂などその他の物件の堆積。	

【大規模な行為以外の行為】

対象物及び規模
《建築物、工作物（電柱を除く）》 ・長岡京市まちづくり条例第 21 条の規定による申出行為 （長岡京市景観計画に定める大規模な行為を除く）

■□■ 参考：長岡京市まちづくり条例第 21 条の規定による申出行為とは？ ■□■

長岡京市まちづくり条例では、良好な住環境の形成のために、一定の規模以上の新たな開発行為と建築について、事業者にも市長への協議申出を求め、必要に応じて指導を行う制度として「まちづくり協議」を定めています。

長岡京市まちづくり条例第 21 条の規定による申出行為とは、市内で行う開発行為及び建築行為をいいます。また、それらに関する道路や敷地面積、公園・緑地面積などに関する整備基準が別途定められています。

⑤ 区域・軸別の景観形成基準

【大規模な行為】

大規模な行為における建築物の景観形成基準

大規模な行為[建築物]

			景観形成基準	景観区域				景観軸			
				西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道
建築物の形態意匠	眺望	高さ	・建築物の高さは、西山の眺めや周囲の景観を阻害しない高さとする。	○	○	○	○	○	○	○	○
			・屋上工作物は、建築物本体と調和を図るとともに、西山の眺めや周囲の景観に影響を与えないような形態とする。	○	○			○	○	○	○
			・塔屋等の高さは原則 3m 以下とし、建築物本体の意匠と一体的なデザインとする。	○	○			○	○	○	○
			・塔屋等の高さは原則 5m 以下とし、建築物本体の意匠と一体的なデザインとする。			○					
	建物配置	配置	・敷地内の建築物の配置は、西山など重要な景観への眺めを阻害しないよう配慮したものとする。		○	○	○		○	○	○
			・敷地内の建築物の配置は、西山など重要な景観への眺めを阻害しないよう配慮するとともに、自然環境と調和したゆとりある配置とする。	○				○			
			・敷地境界線からのセットバックなどにより、できるだけ周囲の景観に圧迫感を与えないようにする。	○	○	○	○	○			
			・敷地境界線からのセットバックなどにより、できるだけ周囲の景観に圧迫感を与えないようにするとともに、道路に面する部分では、緑化や歩道と一体的な整備を図るなど快適な歩行者空間の確保に努める。						○		
			・敷地境界線からのセットバックなどにより、できるだけ周囲の景観に圧迫感を与えないようにするとともに、アゼリア通りに面する部分では原則 1.5m 以上セットバックすることとする。							○	
			・敷地境界線（特に道路境界線）に面する部分には可能な限りオープンスペースを設ける。	○	○	○	○	○	○	○	
	規模	規模	・敷地に対する建築物の規模は、西山の眺めや周囲の景観に圧迫感を与えないようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○
意匠	壁面	壁面	・華美な装飾等は避け、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。								
			・建築物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○
			・長大な壁面が生じる場合は、周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。								
			・建築物の壁面を道路境界線からセットバックする場合は、道路に沿って伝統意匠に配慮した門、塀又は生垣等を設置する。								○
			・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する 3 階以上の外壁面は、1 階外壁面より原則として 90 cm 以上後退させる。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、緑地帯もしくは道路景観に寄与するものを設置する場合は、この限りでない。	○						○	



大規模な行為[建築物]

景観形成基準			景観区域				景観軸			
			西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道
		河川沿いや対岸等からの見え方に配慮して、河川に面する3階以上の外壁面は、1階外壁面より原則として90cm以上後退させる。ただし、河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川の緑と連担した敷地内の緑化等により景観に配慮された場合は、この限りでない。					○			
		道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の外壁面は、1階外壁面より原則として90cm以上後退させる。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って伝統意匠に配慮した門、塀又は生垣等を設置する場合は、この限りでない。								○
		外壁は、素材が醸し出す質感や陰影などを考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める。	○				○			○
		ライトアップする場合には、周囲の景観との調和と、西山の眺めへの影響に配慮する。また、周辺の住環境や自然環境、動植物の生態系への影響にも配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○
	屋根	西山の眺めや周囲のまちなみと調和したデザインとする。	○	○	○	○	○	○	○	○
		原則両流れの勾配（3/10から5/10までの勾配）屋根（原則として軒の出は60cm以上、けらばの出は30cm以上）とする。	○				○			○
		屋根材は、日本瓦又はそれと同等の風情を有するものとする。								
		勾配屋根や屋上緑化、若しくは外壁上部に水平線を強調する庇状のものを設けるなど、良好なスカイラインの形成に資するものとする。		○				○	○	
		道路に面する1,2階の外壁には軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さと揃えるなど、まちなみ景観の連続性に配慮する。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、緑地帯もしくは道路景観に寄与するものを設置する場合は、この限りでない。	○	○				○	○	
		道路に面する1,2階の外壁には軒庇（原則として軒の出は60cm以上）を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さと揃えるなど、まちなみ景観の連続性に配慮する。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って伝統意匠に配慮した門、塀又は生垣等を設置する場合は、この限りでない。								○
	バルコニー	バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとする。ただし、道路等の公共用地から望見できない場合は、この限りでない。	○	○			○	○	○	○
	駐車場	道路に面して駐車場を設ける場合は、できる限り出入口を限定するとともに、門、塀又は生垣等を設けるなど、周囲の景観との調和に配慮する。	○	○				○	○	
		河川に面して駐車場を設ける場合は、できる限り出入口を限定するとともに、門、塀又は生垣等を設けるなど、周囲の景観との調和に配慮する。					○			
		旧街道に面して駐車場を設ける場合は、道路に沿って伝統意匠に配慮した門、塀又は生垣等を設置する。								○
		立体駐車場を設ける場合は、自動車や設備などが見えないようルーバーや植栽で目隠しする、又は設置位置を工夫するなど周囲の景観との調和に配慮する。	○	○			○	○	○	○

大規模な行為[建築物]

			景観形成基準	景観区域				景観軸			
				西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道
		屋外付帯施設	- 給配水管や室外機、屋外階段などの屋外付帯施設は、目立たないような配置や目隠しの設置などの工夫を行い、周囲の景観との調和に配慮する。 - 屋上にはできる限り屋外設備を設置しない。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等で目隠しするなど、建築物との一体性を確保する。	○	○	○	○	○	○	○	○
			- 太陽光発電設備を屋根に設置する場合は、屋根から突出させないものとし、パネル面が直接見えにくいようにするなど、山並みや周囲の景観に配慮する。 - 太陽光発電設備を壁面に設置する場合は、道路等の公共用空地から見える場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、壁面との一体性を確保する。 - 太陽光発電設備のパネルの色彩は、光沢の少ない黒、暗い灰色又は濃紺とする。	○	○	○		○	○	○	○
建築物の色彩			- 建築物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、建築物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は建築物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、歴史的な社寺や、地域に親しまれ景観資源となっている建築物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とする。 - 使用する色数はできる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないように努める。	○	○	○	○	○	○	○	○
屋根以外			【ベースカラーの色彩基準】 - 建築物の外観に大きな影響を与える「ベースカラー（建築物の見付面積の70%以上を占める色）」に適用する。 使用する色相 明度 彩度 2.5YR～5Y 4～8 3 以下 N系については、明度 4～8 とする。 【サブカラーの色彩基準】 - 建築物の外観に変化を付ける「サブカラー（建築物の見付面積の30%未満に使用する色）」に適用する。サブカラーは、ベースカラーとの調和に配慮する。 使用する色相 明度 彩度 R・YR系 4～8 5 以下 Y系 4～8 4 以下 R・YR・Y系以外 4～8 2 以下 N系については、明度 8 以下とする。	○	○	○		○	○	○	○



大規模な行為[建築物]

景観形成基準		景観区域				景観軸																							
		西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道																				
	【ベースカラーの色彩基準】 ・建築物の外観に大きな影響を与える「ベースカラー（建築物の見付面積の70%以上を占める色）」に適用する。 <table><tr><td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>R・Y R・Y系</td><td>4～8</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>R・Y R・Y系以外</td><td>4～8</td><td>2 以下</td></tr></table> N系については、明度4～9とする。 【サブカラーの色彩基準】 ・建築物の外観に変化を付ける「サブカラー（建築物の見付面積の30%未満に使用する色）」に適用する。サブカラーは、ベースカラーとの調和に配慮する。 <table><tr><td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>R・Y R系</td><td>4～8</td><td>5 以下</td></tr><tr><td>Y系</td><td>4～8</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>R・Y R・Y系以外</td><td>4～8</td><td>2 以下</td></tr></table> N系については、明度9以下とする。	使用する色相	明度	彩度	R・Y R・Y系	4～8	3 以下	R・Y R・Y系以外	4～8	2 以下	使用する色相	明度	彩度	R・Y R系	4～8	5 以下	Y系	4～8	4 以下	R・Y R・Y系以外	4～8	2 以下							
	使用する色相	明度	彩度																										
R・Y R・Y系	4～8	3 以下																											
R・Y R・Y系以外	4～8	2 以下																											
使用する色相	明度	彩度																											
R・Y R系	4～8	5 以下																											
Y系	4～8	4 以下																											
R・Y R・Y系以外	4～8	2 以下																											
屋根	【色彩基準】 <table><tr><td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>R・Y R・Y系</td><td>3 以下</td><td>0.5 以下</td></tr></table> N系については、明度5.5以下とする。 【色彩基準】 <table><tr><td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>R・Y R・Y系</td><td>4 以下</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>R・Y R・Y系以外</td><td>4 以下</td><td>2 以下</td></tr></table> N系については、明度8以下とする。	使用する色相	明度	彩度	R・Y R・Y系	3 以下	0.5 以下	使用する色相	明度	彩度	R・Y R・Y系	4 以下	4 以下	R・Y R・Y系以外	4 以下	2 以下	○	○	○		○	○	○						
使用する色相	明度	彩度																											
R・Y R・Y系	3 以下	0.5 以下																											
使用する色相	明度	彩度																											
R・Y R・Y系	4 以下	4 以下																											
R・Y R・Y系以外	4 以下	2 以下																											
素材・材料	・西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。 ・外壁、屋根、サッシ、手摺、格子等に使用する材料は、光沢の少ないものとする。また、ガラスを壁面の全面に使用しない。 ・道路等の公共用空地から見える範囲は、旧街道の伝統意匠を意識した素材及び材料を使用するように努める。	○	○	○	○	○	○	○																					

大規模な行為[建築物]

	景観形成基準	景観区域				景観軸		
		西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②
敷地内の緑	- 敷地面積×1/200 本以上の中高木（高さ 1.5m以上）を植栽し、その内、敷地面積×1/400 本以上は道路に面する部分に配置することを原則とする。なお、設置基準の小数点以下は四捨五入とする。 - 角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。	○	○	○	○	○	○	
	敷地面積×1/200 本以上の中高木（高さ 1.5m以上）を植栽する。なお、設置基準の小数点以下は四捨五入とする。							○
	- 植栽については、できるだけ道路に面する部分に設置するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮する。 - できる限り景観のうるおいを高めるために、中高木を積極的に取り入れた植栽とし、生垣や壁面緑化、屋上緑化、シンボルツリーの植栽などは、周囲の景観との調和やデザインに配慮する。 - 敷地内の既存樹木や緑地は、できる限り保全・活用する。	○	○	○	○	○	○	○
	アゼリア通りに面した部分には、原則として別途定めるテーマに沿った樹種による緑地帯を設ける。						○	
外構	- 建築物の外構は、石材等の自然の素材を使用するなど、周囲の景観との調和に配慮する。 - 道路に面して柵や塀を設ける場合は、緑化や色彩、形状等を工夫し、周囲の景観との調和に配慮する。 - 駐輪場やゴミ集積場、貯水タンク等を設置する場合は、道路等の公共用空地から見える場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子等で目隠しする。 - 外構で使用するフェンスやガードパイプ、支柱等は、茶系、灰色系を原則とする。	○	○	○	○	○	○	○



大規模な行為における工作物の景観形成基準

大規模な行為[工作物]

			景観形成基準	景観区域				景観軸			
				西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道
工作物の形態意匠	眺望	高さ	・工作物の高さは、西山の眺めや周囲の景観を阻害しない高さとする。 ・建築物の屋上に設置する場合は、西山の眺めや周囲の景観に影響を与えないような形態とする。	○	○	○	○	○	○	○	○
		設置場所	・敷地内の工作物の配置は、西山など重要な景観への眺めを阻害しないよう配慮したものとし、敷地境界線から極力後退させる。 ・敷地境界線からのセットバックなどにより、できるだけ周辺の景観に圧迫感を与えないようにする。 ・建築物に設置する場合は、主体建築物との調和に配慮し、できるだけ目立たないような位置とする。	○	○	○	○	○	○	○	○
			・敷地境界線（特に道路境界線）に面する部分には可能な限りオープンスペースを設ける。	○	○	○	○	○	○		
		規模	・敷地に対する工作物の規模は、西山の眺めや周囲の景観に圧迫感を与えないようにする。	○	○	○	○	○	○	○	○
	意匠	形態	・周囲の景観に与える威圧感及び突出感を軽減するようなデザインとする。	○	○	○	○	○	○	○	○
		壁面	・西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 ・工作物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○
		駐車場	・駐車場の構造は、出入口や壁面などのデザインを、周囲の景観と調和したものとするよう配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○
			・立体駐車場を設ける場合は、自動車や設備などが見えないようルーバーや植栽で目隠しする、又は設置位置を工夫するなど、周囲の景観との調和に配慮する。	○	○			○	○	○	○
	屋外付帯施設	・給配水管や室外機、屋外階段などの屋外付帯施設は、目立たないような配置や目隠しの設置などの工夫を行い、周囲の景観との調和に配慮する。 ・外構を設ける場合は、石材等の自然の素材を使用するなど、周囲の景観との調和に配慮する。 ・道路に面して柵や塀を設ける場合は、緑化や色彩、形状等を工夫し、周囲の景観との調和に配慮する。 ・外構で使用するフェンスやガードパイプ、支柱等は、茶系、灰色系を原則とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	

大規模な行為[工作物]

	景観形成基準	景観区域				景観軸											
		西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道								
工作物の色彩	- 工作物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、工作物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は工作物の見付面積の 5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、地域に親しまれ景観資源となっている工作物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とし、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱等については、こげ茶（10Y R2／1 程度）とすることができる。 - 使用する色数はできる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないように努める。 【色彩基準】 <table><tr><td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>R・Y R・Y系</td><td>4～8</td><td>3 以下</td></tr><tr><td>R・Y R・Y系以外</td><td>4～8</td><td>2 以下</td></tr></table> N系については、明度 4～8 とする。	使用する色相	明度	彩度	R・Y R・Y系	4～8	3 以下	R・Y R・Y系以外	4～8	2 以下	○	○	○	○	○	○	○
使用する色相	明度	彩度															
R・Y R・Y系	4～8	3 以下															
R・Y R・Y系以外	4～8	2 以下															
素材・材料	- 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。 - 使用する材料は、光沢の少ないものとする。	○	○	○	○	○	○	○									
敷地内の緑	- 植栽については、できるだけ道路に面する部分に設置するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮する。 - できる限り景観のうるおいを高めるために、中高木を積極的に取り入れた植栽とし、生垣や壁面緑化、屋上緑化、シンボルツリーの植栽などは、周囲の景観との調和やデザインに配慮する。	○	○	○	○	○	○	○									



大規模な行為における土地の形質の変更の景観形成基準

大規模な行為[土地の形質の変更]

	景観形成基準	景観区域				景観軸		
		西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②
		旧街道						
法面、擁壁など	・当該土地の形質の変更に係り生じる法面や擁壁などのうち、道路等の公共用空地から見える部分については、石積みや自然石風の仕上げ、植栽等により周囲の景観との調和に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○
敷地内の緑	・植栽については、できるだけ道路に面する部分に設置するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○

大規模な行為における物件の堆積の景観形成基準

大規模な行為[物件の堆積]

景観形成基準	景観区域				景観軸		
	西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②
	旧街道						
・長期に渡り土石、廃棄物、再生資源などの堆積は行なわない。 ・やむを得ない場合は、道路等の公共用空地から見えない場所を選ぶ、植栽等で目隠しする、又は高さを抑えるなどにより、周囲の景観との調和に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○

【大規模な行為以外の行為】

大規模な行為以外の行為における建築物の景観形成基準

大規模な行為以外の行為[建築物]

			景観形成基準	景観区域				景観軸			
				西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道
建築物の形態意匠	眺望	建物配置	・アゼリア通りに面する部分では、原則 1m 以上セットバックすることとする。							○	
		壁面	・華美な装飾等は避け、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 ・建築物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○
	意匠		・建築物の壁面を道路境界線からセットバックする場合は、道路に沿って伝統意匠に配慮した門、塀又は生垣等を設置する。								○
			・河川沿いや対岸等からの見え方に配慮して、河川に面する 3 階以上の外壁面は、1 階外壁面より原則として 90 cm 以上後退させる。ただし、河川に面する外壁面を河川から十分に後退させ、かつ、河川の緑と連担した敷地内の緑化等により景観に配慮された場合は、この限りでない。					○			
			・道路側への圧迫感を軽減するため、アゼリア通りに面する 3 階以上の外壁面は、1 階外壁面より原則として 90 cm 以上後退させる。ただし、道路に面する外壁面を道路から 1.5m 以上後退させ、かつ、緑地帯もしくは道路景観に寄与するものを設置する場合は、この限りでない。							○	
			・道路側への圧迫感を軽減するため、旧街道に面する 3 階以上の外壁面は、1 階外壁面より原則として 90 cm 以上後退させる。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って伝統意匠に配慮した門、塀又は生垣等を設置する場合は、この限りでない。								○
		屋根	・西山の眺めや周囲のまちなみと調和したデザインとする。 ・太陽光発電設備を設置する場合のパネルの色彩は、光沢の少ない黒、暗い灰色又は濃紺とする。	○	○	○		○	○	○	○
			・高さ 10m を超える建築物については、原則両流れの勾配 (3/10 から 5/10 までの勾配) 屋根 (原則として軒の出は 60 cm 以上、けらばの出は 30 cm 以上) とする。					○			
			・原則両流れの勾配 (3/10 から 5/10 までの勾配) 屋根 (原則として軒の出は 60 cm 以上、けらばの出は 30 cm 以上) とする。								○
			・高さ 10m を超える建築物については、道路に面する 1、2 階の外壁に軒庇 (原則として軒の出は 60cm 以上) を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さと揃えるなど、まちなみ景観の連続性に配慮する。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、緑地帯もしくは道路景観に寄与するものを設置する場合は、この限りでない。							○	
			・高さ 10m を超える建築物については、道路に面する 1、2 階の外壁に軒庇 (原則として軒の出は 60cm 以上) を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さと揃えるなど、まちなみ景観の連続性に配慮する。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、道路に沿って伝統意匠に配慮した門、塀又は生垣等を設置する場合は、この限りでない。								○



大規模な行為以外の行為[建築物]

			景観形成基準	景観区域				景観軸			
				西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道
	駐車場	・道路に面して一定規模以上の駐車場を設ける場合は、門、塀又は生垣等による目隠しや緑化ブロックによる緑化の工夫など、周囲の景観との調和に配慮する。	○	○				○	○		
		・河川に面して一定規模以上の駐車場を設ける場合は、門、塀又は生垣等による目隠しや緑化ブロックによる緑化の工夫など、周囲の景観との調和に配慮する。					○				
		・旧街道に面して一定規模以上の駐車場を設ける場合は、道路に沿って伝統意匠に配慮した門、塀又は生垣等による目隠しや緑化ブロックによる緑化の工夫など、歴史的なまちなみとの調和を図る。								○	
建築物の色彩		・建築物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、建築物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は建築物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、歴史的な社寺や、地域に親しまれ景観資源となっている建築物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とする。	○	○	○	○	○	○	○	○	
屋根以外		【色彩基準】 使用する色相 明度 彩度 R・YR系 4～9 5 以下 Y系 4～9 4 以下 R・YR・Y系以外 4～9 2 以下 N系については、明度を定めない。 ただし、全面に黒を使うことは避け、明度4程度の暗い灰色とする、あるいは黒と他の色を組み合わせるなど、圧迫感を軽減するよう配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○	
屋根		【色彩基準】 使用する色相 明度 彩度 R・YR・Y系 4 以下 4 以下 R・YR・Y系以外 4 以下 2 以下 N系については、明度5.5以下とする。 【色彩基準】 使用する色相 明度 彩度 R・YR・Y系 4 以下 4 以下 R・YR・Y系以外 4 以下 2 以下 N系については、明度を定めない。	○	○	○		○	○	○	○	
					○						

大規模な行為以外の行為[建築物]

	景観形成基準	景観区域				景観軸		
		西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②
素材・材料	- 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。 - 外壁、屋根に使用する材料は、光沢の少ないものとする。	○	○	○	○	○	○	○
	道路等の公共用空地から見える範囲は、旧街道の伝統意匠を意識した素材及び材料を使用するように努める。							○
敷地内の緑	- 敷地面積×1/400 本以上の中高木（高さ 1.5m以上）を植栽する。なお、設置基準の小数点以下は四捨五入とする。 - 植栽については、できるだけ道路に面する部分に設置するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○
	アゼリア通りに面した部分には、別途定めるテーマに沿った樹種による緑地帯を設けるよう努める。						○	



大規模な行為以外の行為における工作物の景観形成基準

大規模な行為以外の行為[工作物]

			景観形成基準	景観区域				景観軸															
				西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道												
工作物の形態意匠	意匠	形態	・周囲の景観に与える威圧感及び突出感を軽減するようなデザインとする。	○	○	○	○	○	○	○	○												
		壁面	・西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 ・工作物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものとする。	○	○	○	○	○	○	○	○												
		駐車場	・駐車場の構造は、周囲の景観と調和したものとするよう配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○												
工作物の色彩			・工作物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、工作物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は工作物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、地域に親しまれ景観資源となっている工作物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とし、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱等については、こげ茶（10Y R2／1程度）とすることができる。 【色彩基準】 <table><tr><td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr><tr><td>R・Y R系</td><td>4～9</td><td>5 以下</td></tr><tr><td>Y系</td><td>4～9</td><td>4 以下</td></tr><tr><td>R・Y R・Y系以外</td><td>4～9</td><td>2 以下</td></tr></table> N系については、明度を定めない。	使用する色相	明度	彩度	R・Y R系	4～9	5 以下	Y系	4～9	4 以下	R・Y R・Y系以外	4～9	2 以下	○	○	○	○	○	○	○	○
使用する色相	明度	彩度																					
R・Y R系	4～9	5 以下																					
Y系	4～9	4 以下																					
R・Y R・Y系以外	4～9	2 以下																					
素材・材料			・西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。	○	○	○	○	○	○	○	○												
敷地内の緑			・植栽については、できるだけ道路に面する部分に設置するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮する。	○	○	○	○	○	○	○	○												

⑥ 景観重点地区の景観形成基準

建築物の景観形成基準

景観重点地区[建築物]

			景観形成基準	
			大規模な行為	大規模な行為以外の行為
建築物の形態意匠	眺望	高さ	- 建築物の高さは、西山の眺めや周囲の景観を阻害しない高さとする。 - 原則、屋上工作物や塔屋等は設けない。	- 建築物の高さは、西山の眺めや周囲の景観を阻害しない高さとする。 - 原則、屋上工作物や塔屋等は設けない。
		建物配置	- 敷地内の建築物の配置は、西山など重要な景観への眺めを阻害しないよう配慮するとともに、自然環境と調和したゆとりある配置とする。 - 敷地境界線から、道路に接する部分にあっては2m以上、その他の部分にあっては1m以上セットバックすることにより、できるだけ周囲の景観に圧迫感を与えないようにする。 - 敷地境界線（特に道路境界線）に面する部分には可能な限りオープンスペースを設ける。	敷地内の建築物の配置は、西山など重要な景観への眺めを阻害しないよう配慮するとともに、自然環境と調和したゆとりある配置とする。
		規模	敷地に対する建築物の規模は、西山の眺めや周囲の景観に圧迫感を与えないようにする。	
	意匠	壁面	- 華美な装飾等は避け、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 - 建築物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものとする。 - 長大な壁面が生じる場合は、周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 - 道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の外壁面は、1階外壁面より原則として90cm以上後退させる。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、緑地帯もしくは道路景観に寄与するものを設置する場合は、この限りでない。 - 外壁は、素材が醸し出す質感や陰影などを考慮し、柔らかな表情が感じられる形態意匠となるよう努める。 - ライトアップする場合には、周囲の景観との調和と、西山の眺めへの影響に配慮する。また、周辺の住環境や自然環境、動植物の生態系への影響にも配慮する。	- 華美な装飾等は避け、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 - 建築物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものとする。 - 道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の外壁面は、1階外壁面より原則として90cm以上後退させる。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、緑地帯もしくは道路景観に寄与するものを設置する場合は、この限りでない。



			景観形成基準	
			大規模な行為	大規模な行為以外の行為
	屋根	・西山の眺めや周囲のまちなみと調和したデザインとする。 ・原則両流れの勾配（3／10 から 5／10 までの勾配）屋根（原則として軒の出は 60 cm 以上、けらばの出は 30 cm 以上）とする。 ・屋根材は、日本瓦又はそれと同等の風情を有するものとする。 ・道路に面する 1、2 階の外壁には軒庇（原則として軒の出は 60cm 以上）を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さと揃えるなど、まちなみ景観の連続性に配慮する。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、緑地帯もしくは道路景観に寄与するものを設置する場合は、この限りでない。 ・屋根に高低差をつけ、又は雁行させる等により棟を分割するなど、屋根が巨大又は長大な印象をあたえないように配慮する。	・西山の眺めや周囲のまちなみと調和したデザインとする。 ・原則両流れの勾配（3／10 から 5／10 までの勾配）屋根（原則として軒の出は 60 cm 以上、けらばの出は 30 cm 以上）とする。 ・屋根材は、日本瓦又はそれと同等の風情を有するものとする。 ・高さ 10m を超える建築物については、道路に面する 1、2 階の外壁には軒庇（原則として軒の出は 60cm 以上）を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さと揃えるなど、まちなみ景観の連続性に配慮する。ただし、道路に面する外壁面を道路から十分に後退させ、かつ、緑地帯もしくは道路景観に寄与するものを設置する場合は、この限りでない。	
	バルコニー	・バルコニーを設ける場合は、インナーバルコニーとする。ただし、道路等の公共用空地から望見できない場合は、この限りでない。		
	駐車場	・駐車場は、自動車が道路から直接見えないような配置とする。やむを得ず道路に面して駐車場を設ける場合は、できる限り出入口を限定するとともに、門、塀又は生垣等を設けるなど、周囲の景観との調和に配慮する。 ・緑化ブロックや芝生保護材等による駐車スペースの緑化に努める。 ・立体駐車場を設ける場合は、自動車や設備などが見えないようルーバーや植栽で目隠しする、又は設置位置を工夫するなど周囲の景観との調和に配慮する。	・道路に面して一定規模以上の駐車場を設ける場合は、門、塀又は生垣等の設置や緑化ブロックによる緑化の工夫など、周囲の景観との調和に配慮する。	

景観重点地区[建築物]

			景観形成基準	
			大規模な行為	大規模な行為以外の行為
	屋外付帯施設		・給配水管や室外機、屋外階段などの屋外付帯施設は、目立たないような配置や目隠しの設置などの工夫を行い、周囲の景観との調和に配慮する。 ・屋上にはできる限り屋外設備を設置しない。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等で目隠しするなど、建築物との一体性を確保する。 ・太陽光発電設備を屋根に設置する場合は、屋根から突出させないものとし、パネル面が直接見えにくいようにするなど、山並みや周囲の景観との調和に配慮する。 ・太陽光発電設備を壁面に設置する場合は、道路等の公共用空地から見える場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、壁面との一体性を確保する。 ・太陽光発電設備のパネルの色彩は、光沢の少ない黒、暗い灰色又は濃紺とする。	・給配水管や室外機、屋外階段などの屋外付帯施設は、目立たないような配置や目隠しの設置などの工夫を行い、周囲の景観との調和に配慮する。 ・屋上にはできる限り屋外設備を設置しない。やむを得ず設置する場合は、ルーバー等で目隠しするなど、建築物との一体性を確保する。 ・太陽光発電設備を屋根に設置する場合は、屋根から突出させないものとし、パネル面が直接見えにくいようにするなど、山並みや周囲の景観との調和に配慮する。 ・太陽光発電設備を壁面に設置する場合は、道路等の公共用空地から見える場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、壁面との一体性を確保する。 ・太陽光発電設備のパネルの色彩は、光沢の少ない黒、暗い灰色又は濃紺とする。
	建築物の色彩		・建築物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、建築物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は建築物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、歴史的な社寺や、地域に親しまれ景観資源となっている建築物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とする。 ・使用する色数はできる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないように努める。	・建築物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、建築物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は建築物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、歴史的な社寺や、地域に親しまれ景観資源となっている建築物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とする。



景観形成基準																										
	大規模な行為	大規模な行為以外の行為																								
屋根以外	【ベースカラーの色彩基準】 - 建築物の外観に大きな影響を与える「ベースカラー（建築物の見付面積の 70%以上を占める色）」に適用する。 <table> <tr> <td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr> <tr> <td>2.5Y R～5Y</td><td>6～8</td><td>3 以下</td></tr> </table> N系については、明度 4～8 とする。 【サブカラーの色彩基準】 - 建築物の外観に変化を付ける「サブカラー（建築物の見付面積の 30%未満に使用する色）」に適用する。サブカラーは、ベースカラーとの調和に配慮する。 <table> <tr> <td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr> <tr> <td>2.5Y R～5Y</td><td>6～8</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>7.5Y～10Y</td><td>6～8</td><td>2 以下</td></tr> </table> N系については、明度 4～8 とする。	使用する色相	明度	彩度	2.5Y R～5Y	6～8	3 以下	使用する色相	明度	彩度	2.5Y R～5Y	6～8	4 以下	7.5Y～10Y	6～8	2 以下	【色彩基準】 <table> <tr> <td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr> <tr> <td>2.5Y R～5Y</td><td>6～8</td><td>4 以下</td></tr> <tr> <td>7.5Y～10Y</td><td>6～8</td><td>2 以下</td></tr> </table> N系については、明度 4～8 とする。	使用する色相	明度	彩度	2.5Y R～5Y	6～8	4 以下	7.5Y～10Y	6～8	2 以下
使用する色相	明度	彩度																								
2.5Y R～5Y	6～8	3 以下																								
使用する色相	明度	彩度																								
2.5Y R～5Y	6～8	4 以下																								
7.5Y～10Y	6～8	2 以下																								
使用する色相	明度	彩度																								
2.5Y R～5Y	6～8	4 以下																								
7.5Y～10Y	6～8	2 以下																								
屋根	【色彩基準】 <table> <tr> <td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr> <tr> <td>R・Y R・Y系</td><td>3 以下</td><td>0.5 以下</td></tr> </table> N系については、明度 5.5 以下とする。	使用する色相	明度	彩度	R・Y R・Y系	3 以下	0.5 以下	【色彩基準】 <table> <tr> <td>使用する色相</td><td>明度</td><td>彩度</td></tr> <tr> <td>R・Y R・Y系</td><td>3 以下</td><td>0.5 以下</td></tr> </table> N系については、明度 5.5 以下とする。	使用する色相	明度	彩度	R・Y R・Y系	3 以下	0.5 以下												
使用する色相	明度	彩度																								
R・Y R・Y系	3 以下	0.5 以下																								
使用する色相	明度	彩度																								
R・Y R・Y系	3 以下	0.5 以下																								
素材・材料	- 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。 - 外壁、屋根、サッシ、手摺、格子等に使用する材料は、光沢の少ないものとする。また、ガラスを壁面の全面に使用しない。	- 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。 - 外壁、屋根、サッシ、手摺、格子等に使用する材料は、光沢の少ないものとする。また、ガラスを壁面の全面に使用しない。																								
敷地内の緑	- 敷地面積×1/50 本以上の中高木（高さ 1.5 m以上）を植栽する。なお、設置基準の小数点以下は四捨五入とする。ただし、風致地区については、風致地区条例許可基準を適用する。 - 植栽については、敷地の境界を囲むように、特に道路に面する部分に多く配置し、道路からの見え方や緑の連続性などに配慮する。 - できる限り景観のうるおいを高めるために、中高木を積極的に取り入れた植栽とし、生垣や壁面緑化、屋上緑化、シンボルツリーの植栽などは、周囲の景観との調和やデザインに配慮する。 - 角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 - 敷地内の既存樹木や緑地は、できる限り保全・活用する。	- 敷地面積×1/200 本以上の中高木（高さ 1.5 m以上）を植栽する。なお、設置基準の小数点以下は四捨五入とする。ただし、風致地区については、風致地区条例許可基準を適用する。 - 植栽については、敷地の境界を囲むように、特に道路に面する部分に多く配置し、道路からの見え方や緑の連続性などに配慮する。																								

景観重点地区[建築物]

	景観形成基準	
	大規模な行為	大規模な行為以外の行為
外構	・建築物の外構は、石材等の自然の素材を使用するなど、周囲の景観との調和に配慮する。 ・道路に面して柵や塀を設ける場合は、緑化や色彩、形状等を工夫し、周囲の景観との調和に配慮する。 ・駐輪場やゴミ集積場、貯水タンク等を設置する場合は、道路等の公共用空地から見える場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子等で目隠しする。 ・外構で使用するフェンスやガードパイプ、支柱等は、茶系、灰色系とする。	・建築物の外構は、石材等の自然の素材を使用するなど、周囲の景観との調和に配慮する。 ・道路に面して柵や塀を設ける場合は、緑化や色彩、形状等を工夫し、周囲の景観との調和に配慮する。 ・外構で使用するフェンスやガードパイプ、支柱等は、茶系、灰色系とする。



工作物の景観形成基準

景観重点地区[工作物]

			景観形成基準	
			大規模な行為	大規模な行為以外の行為
工作物の形態意匠	眺望	高さ	- 工作物の高さは、西山の眺めや周囲の景観を阻害しない高さとする。 - 建築物の屋上に設置する場合は、西山の眺めや周囲の景観に影響を与えないような形態とする。	- 工作物の高さは、西山の眺めや周囲の景観を阻害しない高さとする。 - 建築物の屋上に設置する場合は、西山の眺めや周囲の景観に影響を与えないような形態とする。
		設置場所	- 敷地内の工作物の配置は、西山など重要な景観への眺めを阻害しないよう配慮したものとし、敷地境界線から極力後退させる。 - 敷地境界線からのセットバックなどにより、できるだけ周辺の景観に圧迫感を与えないようにする。 - 敷地境界線（特に道路境界線）に面する部分には可能な限りオープンスペースを設ける。 - 建築物に設置する場合は、主体建築物との調和に配慮し、できるだけ目立たないような位置とする。	- 敷地内の工作物の配置は、西山など重要な景観への眺めを阻害しないよう配慮したものとし、敷地境界線から極力後退させる。 - 建築物に設置する場合は、主体建築物との調和に配慮し、できるだけ目立たないような位置とする。
		規模	敷地に対する工作物の規模は、西山の眺めや周囲の景観に圧迫感を与えないようにする。	
	意匠	形態	周囲の景観に与える威圧感及び突出感を軽減するようなデザインとする。	周囲の景観に与える威圧感及び突出感を軽減するようなデザインとする。
		壁面	- 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 - 工作物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものとする。	- 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したデザインとする。 - 工作物の壁面の位置は、周囲のまちなみとの連続性に配慮したものとする。
		駐車場	- 駐車場の構造は、出入口や壁面などのデザインを、周囲の景観と調和したものとするよう配慮する。 - 立体駐車場を設ける場合は、自動車や設備などが見えないようルーバーや植栽で目隠しする、又は設置位置を工夫するなど、周囲の景観に配慮する。	駐車場の構造は、周囲の景観と調和したものとするよう配慮する。
		屋外付帯施設	- 給配水管や室外機、屋外階段などの屋外付帯施設は、目立たないような配置や目隠しの設置などの工夫を行い、周囲の景観との調和に配慮する。 - 外構を設ける場合は、石材等の自然の素材を使用するなど、周囲の景観との調和に配慮する。 - 道路に面して柵や塀を設ける場合は、緑化や色彩、形状等を工夫し、周囲の景観に配慮する。 - 外構で使用するフェンスやガードパイプ、支柱等は、茶系、灰色系とする。	- 給配水管や室外機、屋外階段などの屋外付帯施設は、目立たないような配置や目隠しの設置などの工夫を行い、周囲の景観との調和に配慮する。 - 道路に面して柵や塀を設ける場合は、緑化や色彩、形状等を工夫し、周囲の景観に配慮する。 - 外構で使用するフェンスやガードパイプ、支柱等は、茶系、灰色系とする。

	景観形成基準																			
	大規模な行為	大規模な行為以外の行為																		
工作物の色彩	- 工作物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、工作物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は工作物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、地域に親しまれ景観資源となっている工作物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とし、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱等については、こげ茶（10Y R2/1程度）とすることができる。 - 使用する色数はできる限り少なくするとともに、複数の色を使用する場合は、色の三属性（色相、明度、彩度）の対比が強くないように努める。 【色彩基準】 <table> <tr> <th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>2.5Y R～5Y</td><td>4～8</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>7.5Y～10Y</td><td>4～8</td><td>2以下</td></tr> </table> N系については、明度4～8とする。	使用する色相	明度	彩度	2.5Y R～5Y	4～8	3以下	7.5Y～10Y	4～8	2以下	工作物の色彩は、以下に定める色彩基準に適合するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮したものとする。 ただし、工作物の着色していない木材、土壁、石材などの自然の素材及びガラスなどの材料によって仕上げられる部分の色彩、又は工作物の見付面積の5%未満の範囲で外観のアクセントカラーとして着色される部分の色彩については、この限りでない。 また、地域に親しまれ景観資源となっている工作物等については、必要に応じて色彩基準の適用除外とし、煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱等については、こげ茶（10Y R2/1程度）とすることができる。 【色彩基準】 <table> <tr> <th>使用する色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>2.5Y R～5Y</td><td>4～8</td><td>4以下</td></tr> <tr> <td>7.5Y～10Y</td><td>4～8</td><td>2以下</td></tr> </table> N系については、明度4～8とする。	使用する色相	明度	彩度	2.5Y R～5Y	4～8	4以下	7.5Y～10Y	4～8	2以下
使用する色相	明度	彩度																		
2.5Y R～5Y	4～8	3以下																		
7.5Y～10Y	4～8	2以下																		
使用する色相	明度	彩度																		
2.5Y R～5Y	4～8	4以下																		
7.5Y～10Y	4～8	2以下																		
素材・材料	- 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。 - 使用する材料は、光沢の少ないものとする。	- 西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮した素材及び材料を使用するように努める。 - 使用する材料は、光沢の少ないものとする。																		
敷地内の緑	- 敷地面積×1/50本以上の中高木（高さ1.5m以上）を植栽する。なお、設置基準の小数点以下は四捨五入とする。ただし、風致地区については、風致地区条例許可基準を適用する。 - 植栽については、敷地の境界を囲むように、特に道路に面する部分に多く配置し、道路からの見え方や緑の連続性などに配慮する。 - できる限り景観のうるおいを高めるために、中高木を積極的に取り入れた植栽とし、生垣や壁面緑化、屋上緑化、シンボルツリーの植栽などは、周囲の景観との調和やデザインに配慮する。 - 敷地内の既存樹木や緑地は、できる限り保全・活用する。	- 敷地面積×1/200本以上の中高木（高さ1.5m以上）を植栽する。なお、設置基準の小数点以下は四捨五入とする。ただし、風致地区については、風致地区条例許可基準を適用する。 - 植栽については、敷地の境界を囲むように、特に道路に面する部分に多く配置し、道路からの見え方や緑の連続性などに配慮する。																		



土地の形質の変更の景観形成基準（大規模な行為）

景観重点地区[土地の形質の変更]

景観形成基準	
法面、擁壁など	・当該土地の形質の変更に係り生じる法面や擁壁などのうち、道路等の公共用空地から見える部分については、石積みや自然石風の仕上げ、植栽等により周囲の景観との調和に配慮する。
敷地内の緑	・植栽については、できるだけ道路に面する部分に設置するとともに、西山の眺めや周囲の景観との調和に配慮する。

物件の堆積の景観形成基準（大規模な行為）

景観重点地区[物件の堆積]

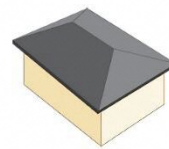
景観形成基準
・長期に渡り土石、廃棄物、再生資源などの堆積は行わない。 ・やむを得ない場合は、道路等の公共用空地から見えない場所を選ぶ、植栽等で目隠しする、又は高さを抑えるなどにより、周囲の景観との調和に配慮する。

参考：両流れの勾配屋根とは？

両流れの勾配屋根とは、主に棟から両側に流れる2方向に傾斜している切妻屋根、4方向に傾斜している寄棟屋根、切妻屋根と寄棟屋根を組み合わせた入母屋屋根のことを言います。



切妻屋根



寄棟屋根

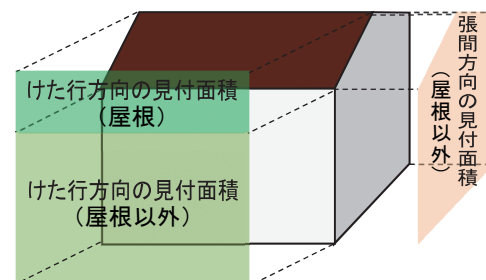


入母屋屋根

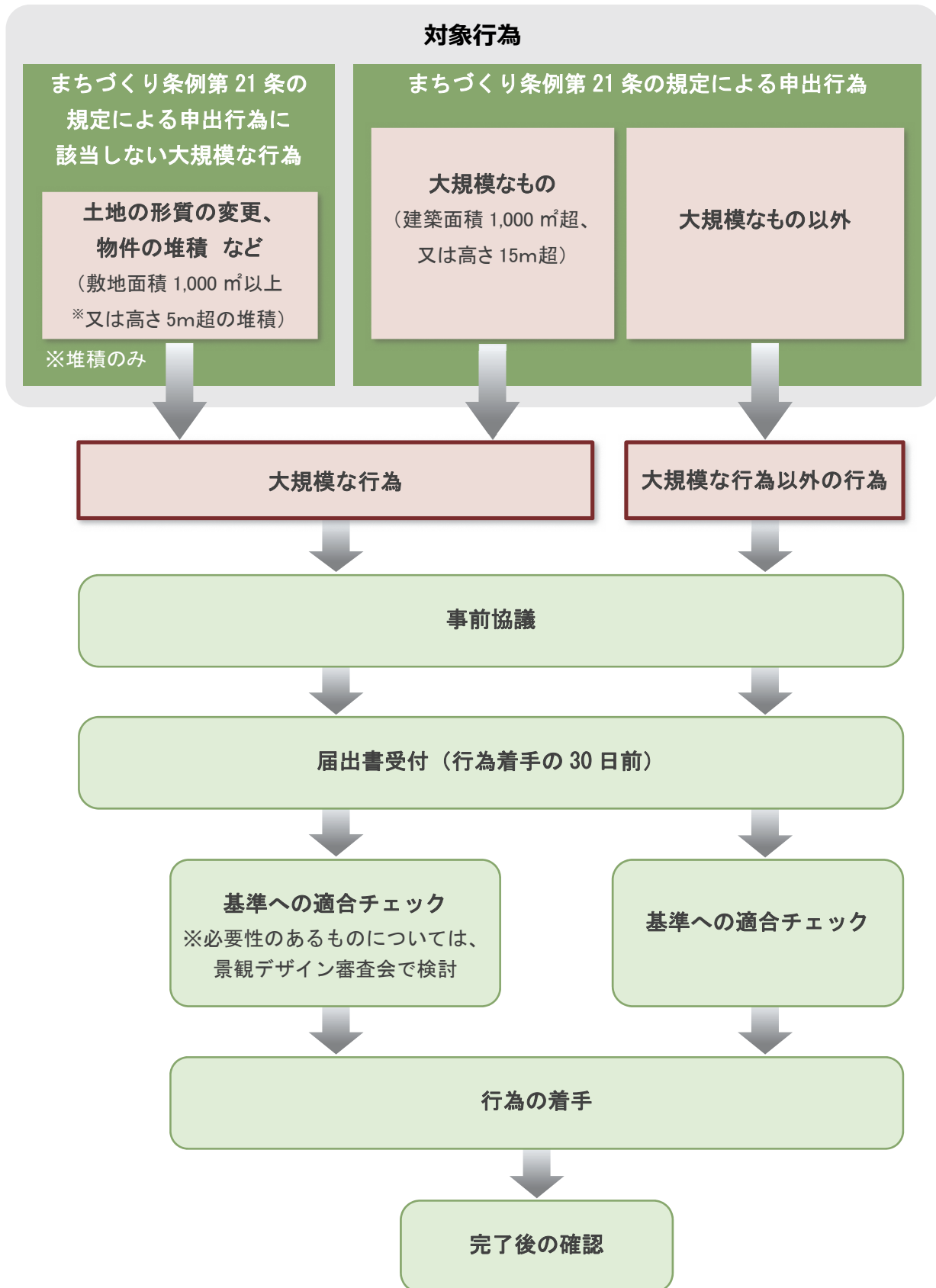
参考：見付面積とは？

見付面積とは、けた行方向又は張間方向の鉛直投影面積のことを言います。

ベースカラー、サブカラーの面積を算定する時は、けた行方向、張間方向、各面の屋根以外の見付面積に対する割合で計算します。



⑦ 景観計画で定める行為制限に係る手続きの流れ





第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する考え方

景観重要建造物及び樹木の制度は、良好な景観形成に資する重要な建造物（建築物及び工作物）と樹木を指定し、積極的に保全するものです。

長岡京市においては、社寺や史跡、古い民家などの建造物の他、竹林や森林、公園などの樹木などの要素によって、地域の景観が特徴づけられています。また、それらを日常的に維持・管理する市民の活動は、地域の景観に『ほっとする』落ち着きと自分の住む土地の『誇り』を感じさせるものです。こうしたことから、建造物や樹木自体の歴史的あるいは文化的価値の如何に関わらず、市民が愛着を感じ、守っていききたいと思っている建造物や樹木が、長岡京市の良好な景観を創り出す上で重要であると考えられます。



景観重要樹木 八条ヶ池中堤のキリシマツツジ（平成 22 年指定）

2. 景観重要建造物及び樹木の指定方針

市民が愛着を感じ、守っていきたいと思っている建造物や樹木を、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定により積極的に保全することは、市民の暮らしに身近な景観を守り、育てていく上で有効です。

そのため、長岡京市においては、良好な景観を形成している、又は住民などから良好な景観を形成しているとの提案のある景観上重要な建造物や樹木について、景観法の手続きを経て景観重要建造物・樹木に指定することとします。

また、長岡京市文化財保護条例及び京都府文化財保護条例の規定により指定文化財、天然記念物として指定された建造物や樹木については、本制度の適用が可能です。

なお、景観重要建造物及び樹木の指定は、当該建造物及び樹木の所有者の意見を聞き、併せて同意を得て行なうものとします。

ただし、「文化財保護法」の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物（仮指定を含む）に指定された建造物や樹木については適用しないこととします。

【景観重要建造物及び樹木の指定要件】

外観又は樹容が景観上の特徴を有し、道路その他の公共の場所など、公衆によって容易に望見されるもので、以下の要件のいずれかに該当するものとします。

- ア 地域の自然、歴史、文化などからみて、周辺の景観を含め良好な景観形成に重要なもの
- イ 地域のランドマークやシンボルとして市民に親しまれているもの



第5章 公共施設の整備に関する事項

1. 公共施設の整備に関する考え方

道路、公園、河川や、学校、公民館、庁舎などの公共施設は、地域の景観の軸や拠点となっており、長岡京市の良い景観形成を牽引する役割があります。

そのため、公共施設の整備にあたっては、長岡京市の景観形成の目標や基本方針を尊重するとともに、良い景観形成のモデルとなるよう努めるものとします。

① はじめから景観の視点を取り入れる

公共施設の整備においては、機能性や安全性、経済性等と同様、景観も重要な要素のひとつであることを認識し、構想や計画等の早い段階から、景観に対する視点を取り入れて検討することが必要です。

また、良い景観形成に寄与するためには、コストをかけてグレードアップする方法もありますが、施設の配置や構造、色彩等の工夫など大きなコストをかけずに公共施設の良好な景観形成を図ることを検討することも重要です。

② ヒューマンスケールを意識する

長岡京市は、比較的市域の狭いコンパクトなまちであると同時に、建物も低層を中心としたまちとなっている点が特徴です。このため、高さやスケール感が周囲のまちなみから突出しないとともに、歩く人への圧迫感や威圧感を与えないように、壁面のセットバックや分節化、周囲の緑化などにより、親しみや暖かみの感じられるヒューマンスケール^{※1}を意識した景観づくりが重要になります。

公共施設においても、周辺の建物等と一体となってこうしたヒューマンスケールのまちなみを構成するよう配慮します。

③ 空間的・時間的な連続性・一体性を考える

公共施設で使用する工作物等は、そのひとつひとつを単体で見ると良好な景観形成に資するものとしても、全体で見ると統一感のないちぐはぐな景観になってしまうことがあります。このため、公園と道路のように他施設が隣接する境界部分や、連続した空間を形成している道路や河川においては、整備主体や所管部署が互いに連携し、使用する色彩や素材を統一するなどにより、施設相互の連続性を高め一体的な景観の形成を図る必要があります。また、隣接の民間施設との連携も重要であり、建築物の形態やデザインの誘導やアドバイスを行いながら、住民の理解と協力のもと一体感のある景観の形成に努める必要があります。

さらに、公共事業は計画から設計、施工、維持管理まで長い時間を要するものが多く、時間をかけて創り育んでいく視点が重要です。このため、時間の経過とともに風合いを深める素材の使用や植物の生育への配慮など、長い時間軸の中での連続性のある景観形成を図る必要があります。

④ 地域の人々に愛着を持たれるデザイン

公共施設は、長期に渡って市民に見られ利用されるものであるため、時代とともに地域の人々に親しまれ愛着を感じてもらえるように、派手な装飾等による過度なデザインは避け、シンプルで飽きのこない質の高いデザインとします。

⑤ 地域性、歴史性、環境性を考える

まちの個性は、風土や地形、歴史、文化、生活の営みによって形づくられます。それぞれの地域や場所には特性があり、これら様々な土地の履歴を読み取り、長岡京らしい個性のある景観形成を行うことが重要です。特に、公共施設は相対的に大規模なものが多く景観的に大きな変化を与えることが想定されるため、地形を尊重し守りながら歩行者の視点や河川・沿道景観との関連性を考慮することが良好な景観づくりには不可欠です。

また、西山や竹林といった豊かな自然に恵まれた長岡京市において、最小限の地形改変やその地域に適した植物種の選定、透水性舗装の使用など、自然環境との調和や共生など環境への負荷が少ない施設整備を考えることも必要です。

⑥ 視点場からの眺望景観に配慮する

公共施設は、それ自体が周囲の環境とともに景観として眺められる対象（視対象）となりますが、同時に多くの人が周囲の良好な景観を眺める場所（視点場）にもなります。道路や河川堤防、橋梁などのうち、良好な景観を眺めることができる地点では、良好な視点場となるよう視対象を含めた周辺景観を眺める場の形成が必要です。

⑦ 機能性と景観の両面に配慮したデザイン

公共施設は、必要な機能を十分に確保したうえで、全ての人が安心して快適に利用できる施設とすることが求められます。このため、誰もが使いやすいユニバーサルデザイン※²を心掛け、機能性や使いやすさを確保すると同時に、景観面にも配慮したデザインとすることが必要です。

⑧ 住民とともに考える景観づくり

公共施設の景観形成にあたっては、行政や住民、事業者等の協働により、地域とともに時間をかけて創りあげていく姿勢が大切です。特に、地域住民等との連携は、地域の風土や文化的な風習などの地域固有の特性を活かした景観的価値を共有する機会となり、地域への愛着や誇りの醸成に繋がり、それがまちの個性の継承、良好な景観づくりへと繋がっていきます。そのため、行政と住民がともに景観を考えるイベントの開催、ワークショップ等の対話の場や仕組みをつくり、住民や事業者等さまざまな人々とともに地域の景観形成に取り組むことが重要です。

※1 ヒューマンスケール：人間の感覚や行動に適合した、適切な空間の規模や物の大きさのこと

※2 ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建物、環境などをデザインすること



2. 景観重要公共施設に関する事項

長岡京市域における景観形成上重要な特定公共施設（道路、公園、河川など）については、今後、景観形成を先導的に図る景観重要公共施設として位置づけ、以下の景観形成方針を踏まえ、個別施設の施設管理者との協議を経て、その周辺の景観や土地利用などに応じた整備事項を定めます。

また、整備事項を定めた景観重要公共施設については、その計画・設計段階において施設管理者と整備に関する協議を行い、景観形成方針との適合を図ることとします。

	景観形成方針
道路	- 道路は安全・円滑な交通の確保とともに、沿道の建築物と一体となって地域の景観を印象づける重要な役割を担っている。このため、まちの骨格を形成する幹線道路や地域に根ざした生活道路など、道路の性格や地域特性に応じた道路景観の形成を図る必要がある。特にまちの骨格を形成する景観上重要な道路については、線としての連続性を重視するとともに、沿道と一体となった地域特性にふさわしい個性ある景観の形成に努める。 - 道路内の施設については路線毎に統一感のあるものとし、沿道の景観と調和したデザインなどにより沿道と一体感のある道路景観の形成を図る。 - 無電柱化の推進、道路附属物の集約化やデザイン統一により、すっきりとした道路景観の形成を図る。 - 植栽の可能な幹線道路はなるべく緑化を図り、市街地内の緑の軸としていくとともに、沿道の宅地の緑化と合わせてより緑豊かな道路景観の形成を図る。樹種の選定にあたっては、地域特性を表現するため、在来樹種の活用を検討するとともに、地域の特徴や環境に応じた適正な樹種を選定する。 - 天神通りは、長岡京市の玄関口としての賑わいと、通りの先に見える西山の山並みや長岡天満宮・八条ヶ池へと続く道路として、来訪者へのもてなしを演出し、長岡京市のシンボルとなる風格ある道路景観の形成を図る。 - 広域からの来訪者の玄関口である長岡京 IC と主要観光資源を結び、西山を眺望できる文化センター通りは、西山への眺望に配慮するとともに、まちの魅力や活力が感じられる緑豊かな道路景観の形成を図る。 - 商業や交流の中心軸となるアゼリア通りは、新庁舎や周辺まちづくりと連携しながら、テーマを持った樹木や花による緑化や滞留空間の配置、沿道建築物のヒューマンスケール※1（P49）を意識した形態やデザインにより、潤いと賑わいのある道路景観を形成する。 - 旧街道は、歴史的まちなみに馴染む舗装整備等を進め、沿道のまちなみと一体となって歴史的な雰囲気が感じられる道路景観の形成を図る。
公園	- 公園は、人々が交流し自然とふれあう都市の中の貴重な空間で、地域の景観を構成する重要な役割を担っている。このため、都市における緑の拠点として、自然環境と動植物の保全を基本としつつ、既存植生に配慮した緑化を積極的に行い、暮らしのなかで潤いと安らぎを感じられる公園景観の形成を図る。 - 地域特性にふさわしい樹木や草花による演出や質の高いデザインにより、住民に親しまれ地域の顔となる魅力的な公園景観の形成を図る。 - 施設周辺の景観的特性にも配慮し、周囲のまちなみ景観が向上する施設デザインとする。

景観形成方針	
河川	・河川は地域を特徴づける景観の骨格となり、オープンスペースや水辺空間として潤いと安らぎを与える重要な役割を担っている。このため、治水や利水など河川機能を確保しつつ、自然環境の保全・創出、親水空間や歩道の整備などにより、良好な河川景観の形成を図る。 ・水辺や広々とした草地などを活用し、貴重な自然景観の保全を図る。 ・できるだけ自然素材を利用した護岸整備や、蛇行する流れ、瀬や淵などの多様な水辺の再生などにより、生態系に配慮した美しい河川景観の形成を図る。 ・河川敷の緑地の保全、川岸などの親水化、堤防の緑化などの整備により、安全面に配慮しつつ、人々が自然とふれあえる親しみやすい川辺の景観の形成を図る。 ・河川沿いの親水公園整備、歩行者空間の確保などにより、市民に愛着とうるおいを感じさせる景観整備を図る。 ・各河川の橋梁や、川沿いの各種施設との一体的な景観改善を行うことにより、景観的軸線としてより広がりの感じられる景観形成を図る。 ・小畑川及び小泉川は、主要な眺望空間として、橋梁や堤防などから、西山を眺めた際に、緑あふれる長岡京を実感できる河川景観の形成を図る。

■ その他の公共施設の整備に関する事項

上記の特定公共施設以外の公共施設（学校、公民館、庁舎等）も、良好な景観形成において重要な役割を担っています。このため、これらの公共施設においても建築物の景観形成基準を遵守するとともに、市民や事業者に対し良好な景観のモデルを示す先導的な役割を果たすよう、地域性を活かした意匠を積極的に取り入れるなど質の高いデザインを心掛け良好な景観形成を図ります。

また、今後整備が予定されている新庁舎については、前面道路や阪急長岡天神駅周辺を含む地域の景観と一体となった新たな景観創出が期待されています。市民だけでなく来訪者など多くの人々に利用される施設となることから、長岡京市のシンボルのひとつとなりつつ良好な景観形成のモデルとなる質の高いデザインとするとともに、緑化やオープンスペースの確保などを積極的に取り入れ、賑わいと潤いのある景観形成の先鞭となることを目指します。



第6章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

1. 屋外広告物の制限による景観形成の考え方

屋外広告物による表示は、商業活動における情報提供、各施設への案内、危険場所の注意喚起など多種多様な目的に応じて多くの場所で行われ、私たちの日常生活の情報源としても欠かすことの出来ないものとなっています。

一方で、屋外広告物の過度に集中・氾濫した設置や、刺激が強く、けばけばしい色彩・意匠などは、背景となる西山や、西山から市街地への緑の流れといった長岡京らしさを形づくる景観を阻害する要因となります。

このような状況を踏まえ、長岡京市においては、屋外広告物の表示・掲出について、一定の制限を行ない、良好な景観形成を促進することとします。

2. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する制限

① 対象となる屋外広告物

- ・京都府屋外広告物条例の規定に基づく表示などの許可が必要な広告物の全て。
(ただし、幕広告、のぼり、立看板など掲出期間が30日以内のものを除く)

② 屋外広告物の景観形成基準

【共通事項】

	景観形成基準
設置位置	・設置位置については、周辺の景観を阻害しないよう配慮する。特に、河川などの視界が開けた場所からの眺望景観を阻害しないよう十分留意する。 ・路上広告塔、立看板、建植広告物など地上に設置するものについては、見通しや通行を妨げない位置、高さに設置する、複数設置する場合は集合化するなど、設置する建築物や工作物のデザインや、周囲の景観と調和するよう工夫する。 ・軒下広告物やへい垣広告物など、建築物や工作物の壁面に設置するものについては、複数設置する場合は設置位置や大きさをそろえる、箱文字表示にして壁面になじませるなど、設置する建築物や工作物のデザインと一体感を持たせるよう工夫する。 ・軒下広告物のうち、壁面から突出して設置するものは、複数設置する場合は整理、集合化する、近隣の建築物の突出した軒下広告物と設置位置や突出幅をそろえるなど、設置する建築物や工作物のデザインや、周囲の景観と調和するよう工夫する。
高さ	・屋上広告物及び屋上広告塔については、設置する建築物の高さと当該広告物の上端までを合わせた地盤面からの高さは、当該広告物を設置する場所の用途地域並びに高度地区ごとに、以下とする。 ○第一種低層住居専用地域 10m以下 ○第一種高度地区 15m以下 ○第二種高度地区 20m以下
広告物の色彩	・屋外広告物の色彩は、地色を低彩度にする、支柱などの部分を低彩度にするなど、周辺の景観との調和に配慮し、過度に刺激が強く、けばけばしいものとならないようにする。また、周辺の屋外広告物や設置する建築物や工作物の壁面などの色彩との調和に配慮し、過度に多くの色彩が氾濫しないよう配慮する。

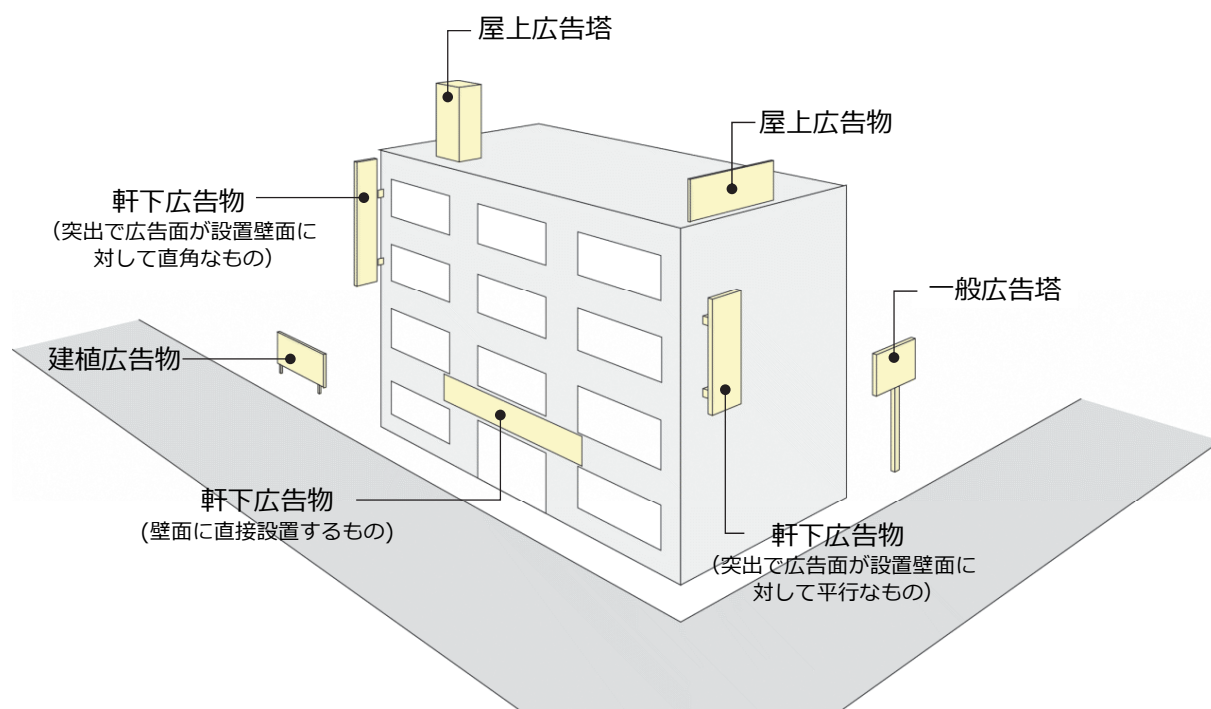
【区域・軸別事項】

		景観形成基準	景観区域				景観軸			
			西山・山麓	市街地	住工	工業	河川	沿道①	沿道②	旧街道
屋上広告塔	高さ	・ 上端の高さは、設置建築物等の各部の高さを超えないものとする。	○				○	○	○	○
	面積	・ 1面当たりの表示面積は、5㎡以下とする。	○				○			○
		・ 1面当たりの表示面積は、10㎡以下とする。						○	○	
		・ 1面当たりの表示面積は、15㎡以下とする。		○						
一般広告塔	高さ	・ 地上からの高さは、6m以下とする。	○				○			○
		・ 地上からの高さは、10m以下とする。		○				○	○	
		・ 地上からの高さは、15m以下とする。			○					
	面積	・ 1面当たりの表示面積は、5㎡以下とする。	○				○			○
		・ 1面当たりの表示面積は、10㎡以下とする。		○			○	○		
軒下広告物	壁面に直接設置するもの	・ 表示面積（屋上広告物を同一壁面に表示する場合にあっては、屋上広告物の表示面積を加えた面積）は、設置壁面の1/5以下、かつ20㎡以下とする。	○				○			○
		・ 表示面積（屋上広告物を同一壁面に表示する場合にあっては、屋上広告物の表示面積を加えた面積）は、設置壁面の1/4以下、かつ40㎡以下とする。						○	○	
		・ 表示面積（屋上広告物を同一壁面に表示する場合にあっては、屋上広告物の表示面積を加えた面積）は、設置壁面の1/4以下とする。		○						
	壁面から突出して設置するもの	・ 表示面積は、設置壁面の1/5以下、かつ20㎡以下とする。	○				○			○
		・ 表示面積は、設置壁面の1/4以下、かつ20㎡以下とする。		○				○	○	
屋上広告物	高さ	・ 上端の高さは、設置建築物等の各部の高さを超えないものとする。	○				○	○	○	○
	面積	・ 1面当たりの表示面積は、5㎡以下とする。	○				○			○
		・ 1面当たりの表示面積は、10㎡以下とする。						○	○	
		・ 1面当たりの表示面積は、15㎡以下とする。		○						
建植広告物	面積	・ 表示面積は、5㎡以内とする。	○				○			○
		・ 表示面積は、15㎡以内とする。		○				○	○	
照明装置を有するもの		・ 光源の点滅、動光又は映像を伴わないものとする。	○				○			



【景観重点地区の事項】

		景観形成基準
屋上広告塔		・ 上端の高さは、設置建築物等の各部の高さを超えないものとする。 ・ 1面当たりの表示面積は、2 m²以下とする。
一般広告塔		・ 地上からの高さは、4m以下とする。 ・ 1面当たりの表示面積は、2 m²以下とする。
軒下広告物	壁面に直接設置するもの	・ 表示面積（屋上広告物を同一壁面に表示する場合にあっては、屋上広告物の表示面積を加えた面積）は、設置壁面の1/5以下、かつ10 m²以下とする。
	壁面から突出して設置するもの	・ 表示面積は、設置壁面の1/5以下、かつ10 m²以下とする。
屋上広告物		・ 上端の高さは、設置建築物等の各部の高さを超えないものとする。 ・ 1面当たりの表示面積は、2 m²以下とする。
建植広告物		・ 上端の高さは、地上から4m以下とする。 ・ 表示面積は、2 m²以内とする。
照明装置を有するもの		・ 光源の点滅、動光又は映像を伴わないものとする。



第7章 景観形成に向けた今後の取り組み

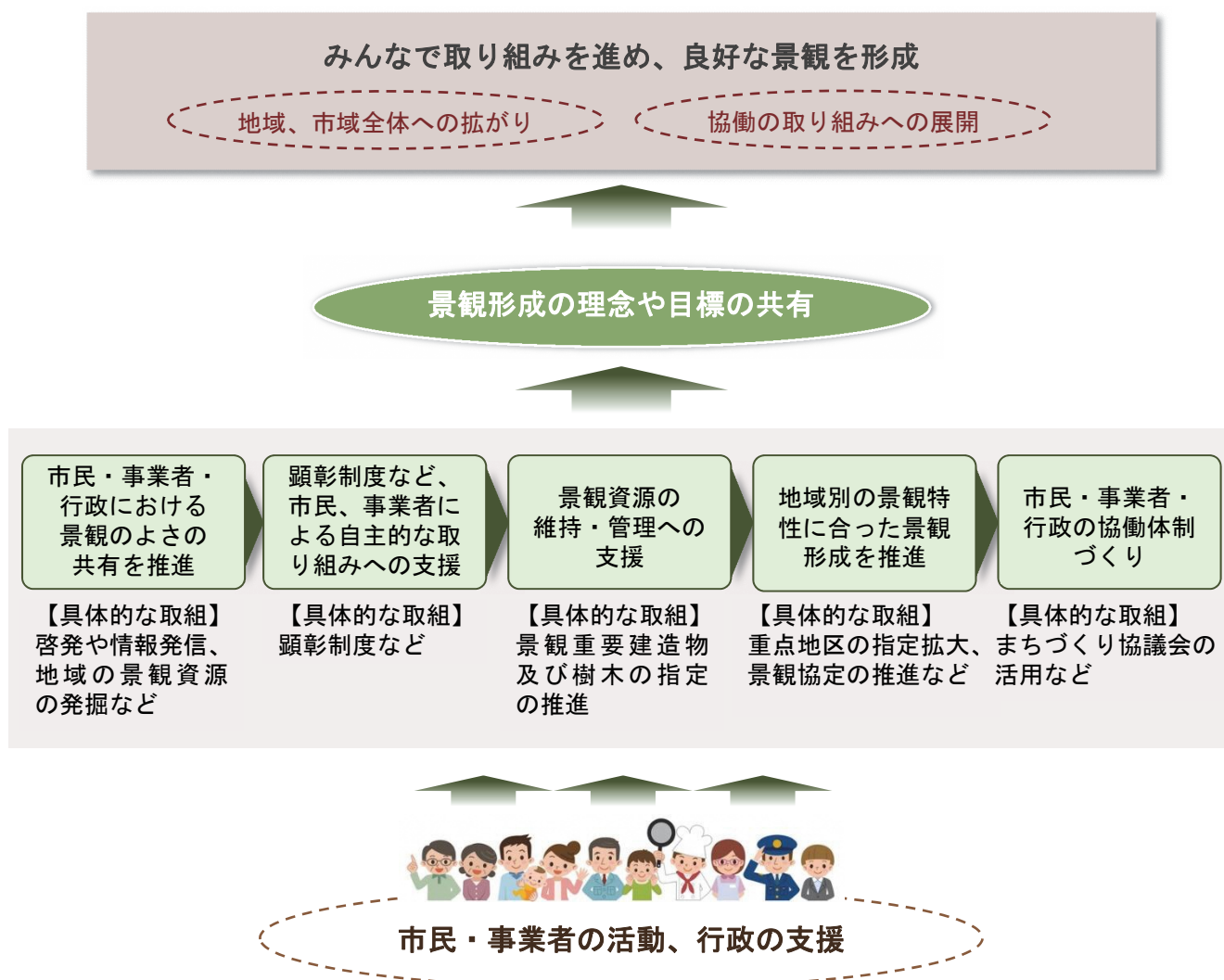
長岡京市は、市民や事業者に対して、啓発や情報発信、景観づくりに関する知識の提供、地域の景観資源の発掘などを積極的に行い、景観形成に対する意識の向上や、市民・事業者・行政が景観のよさを共有できるよう努めるとともに、市民・事業者が行なう、景観形成の手本となるような活動については、顕彰制度などによる支援を行っていきます。

さらに、景観重要建造物及び樹木などの指定を推進し、市民から親しまれている景観資源の維持・管理について支援を行っていきます。

住民の景観形成に対する意識の高まりがみられる地域や、景観に大きな変化が生じる可能性がある地域などにおける重点地区への指定拡大や景観協定の締結、市独自の屋外広告物条例制定の検討、公共施設景観形成指針（ガイドライン）の作成など、規制誘導による景観の保全・形成を推進していきます。

また、地域別の景観形成の検討や、景観形成以外のまちづくりとの連携に向けては、市民・事業者・行政の協働体制づくりに向け、まちづくり協議会などの制度の活用についても検討していきます。

上記の取り組みを市民・事業者・行政のみんなで進め、長岡京らしい良好な景観を形成していきます。





【具体的な取り組み】

① 長岡京市景観百選

長岡京市の景観の魅力を市民が発見し、共有する機会として、市民が選ぶ長岡京市の魅力的な景観の写真コンテストや絵はがきコンテストなどを行う「長岡京市景観百選」を今後も継続して行い、「景観を発見する」取り組みを進めていきます。

写真コンテスト
(入賞作品)



絵はがきコンテスト
(入賞作品)

② 顕彰制度

市民や事業者が身近な景観作法について考え、暮らしの中で実践している優れた取り組みについて表彰し、市民や事業者による「景観を大切にする」取り組みを進めていきます。

③ 景観重要建造物及び樹木の指定の提案

景観重要建造物及び樹木の指定による管理や手入れなど、地域単位での景観形成の実践を形づくる活動を推進・支援するとともに、行政も参加して協働で「景観を守り育てる」取り組みを進めていきます。

④ 景観づくりのアイデアを募集

景観づくりに関するアイデア募集を行い、地域における景観に関する方針やルールを支援し、地域からの提案を景観施策に活用していくことで、市民・事業者による「景観を創り出す」取り組みを進めていきます。

⑤ まちづくり協議会などの制度を活用

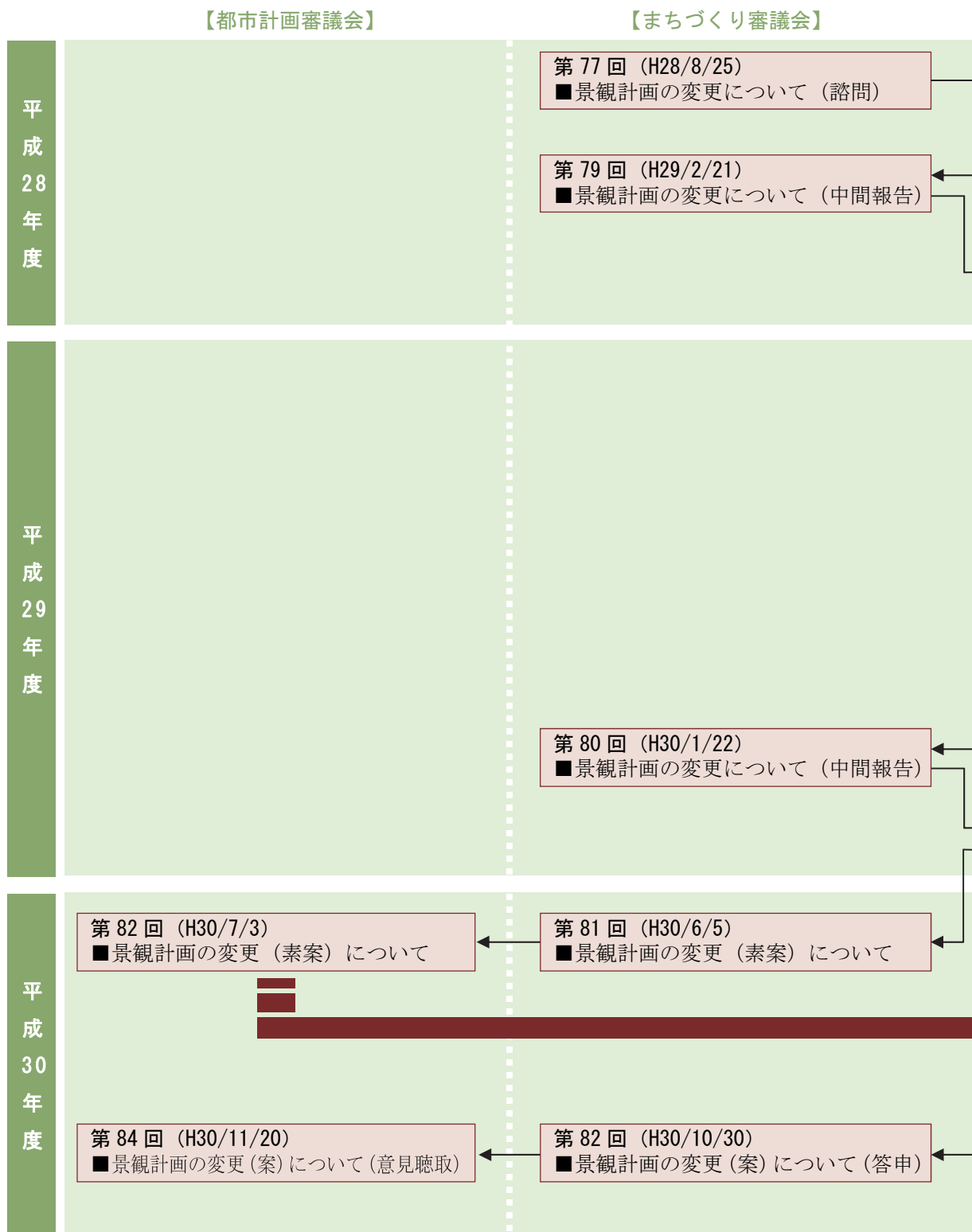
まちづくり協議会などの制度活用により、産業・観光・環境・福祉などの分野とも連携した景観形成の活動を推進・支援し、都市の賑わいや都市ブランドの形成への発展を図り、「景観を活かす」取り組みを進めていきます。

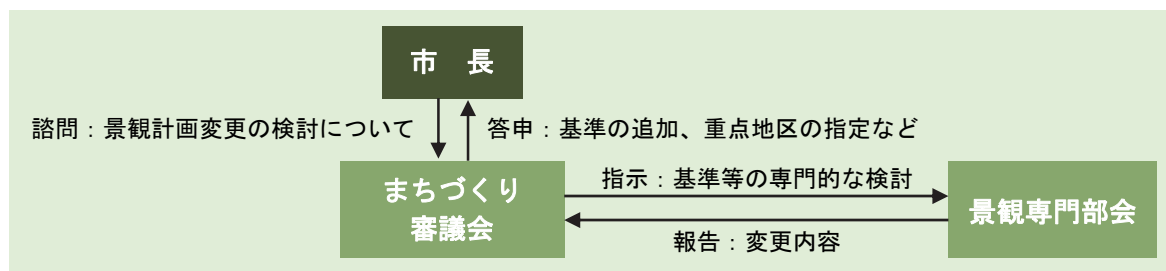
參考資料



1. 長岡京市景観計画の変更経過

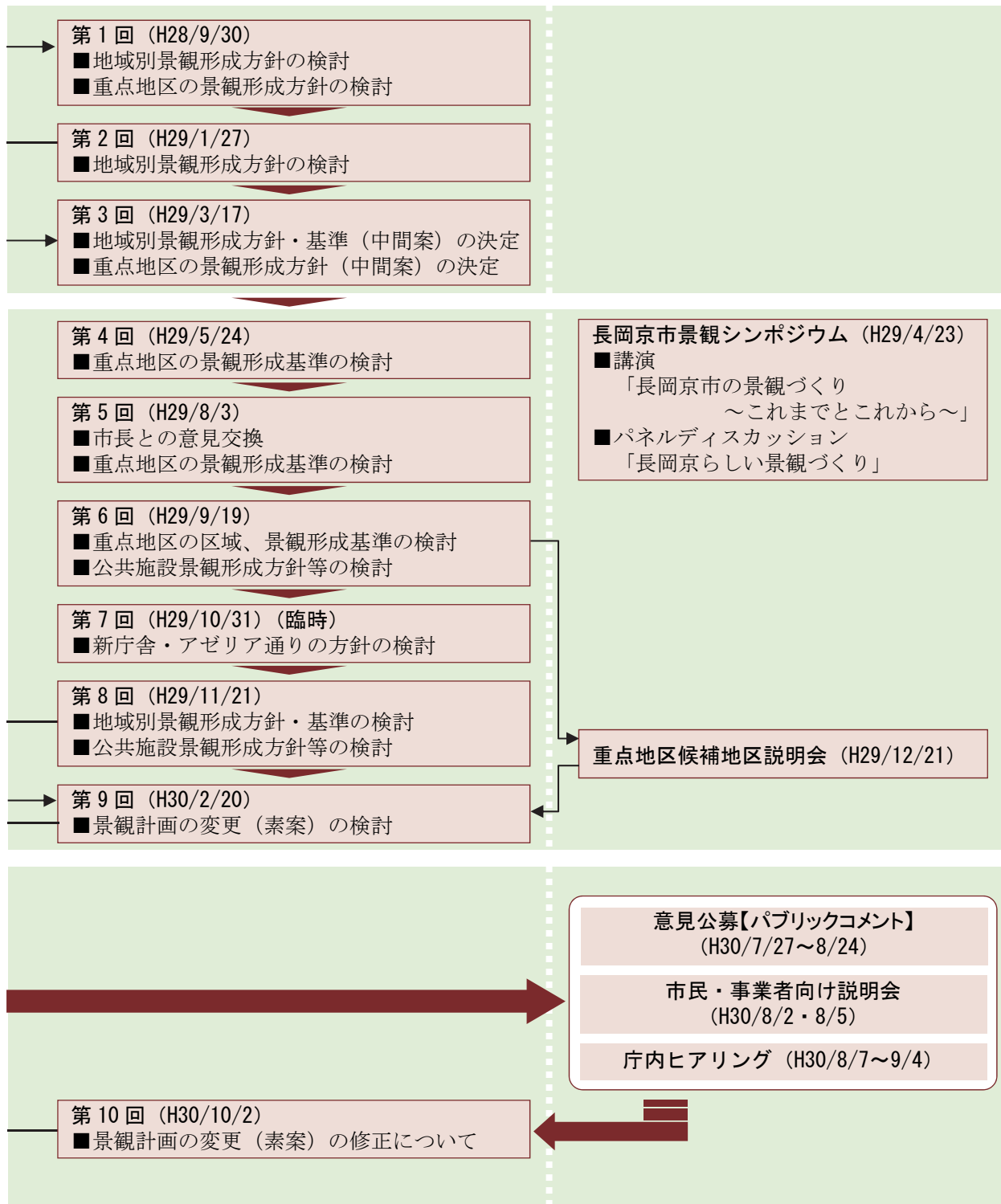
長岡京市景観計画の変更は、まちづくり審議会の部会である、景観専門部会における専門的な検討を中心に進めました。





【景観専門部会】

【市民への説明など】





2. 各委員名簿

まちづくり審議会委員名簿

区分	氏 名	職業・役職など
学識経験者	大田 直史（会長代理）	龍谷大学教授
	奥谷 三穂	京都府立大学地域未来創造センターCOC+特任教授
	佐伯 康介	元京都市交通政策監
	見上 崇洋（会長）	立命館大学教授
市民代表	大元 尚弘	公募
	坂本 博士	不動産関係
	中小路 美津子	公募
	森田 温子	農業関係 （～平成 30 年 2 月）
	小山 寿美	農業関係 （平成 30 年 3 月～）
関係行政機関	正野 暢夫	京都府乙訓土木事務所建築住宅室長
	澤田 洋一	長岡京市統括官

順不同敬称略

まちづくり審議会景観専門部会委員名簿

区分	氏 名	職業・役職など
学識経験者 （臨時委員）	川崎 雅史	京都大学大学院教授
	栗山 裕子	1 級建築士
	鈴木 あるの	京都大学大学院講師
	平尾 和洋	立命館大学教授
	渡邊 康人（部会長）	カラーテクニカルコンサルタント
市民代表	大元 尚弘	まちづくり審議会委員
関係行政機関	澤田 洋一	まちづくり審議会委員

順不同敬称略

都市計画審議会委員名簿

区分	氏 名	職業・役職など
市議会議員	石井 啓子	文教厚生常任委員会委員、予算審査常任委員会委員
	二階堂 恵子	文教厚生常任委員会委員、予算審査常任委員会委員
	三木 常照	建設水道常任委員会委員、予算審査常任委員会委員長
	宮小路 康文	総務産業常任委員会委員、予算審査常任委員会委員
学識経験者	朝稻 敏彦	長岡京市商工会
	石垣 泰輔（会長）	関西大学環境都市工学部教授
	稲生 隆司	自治会関係
	大谷 厚子	長岡京市女性の会
	栗山 裕子	1級建築士
	定永 政司	連合京都乙訓地域協議会
	平田 武弘	工学博士、行政経験者
	見上 崇洋（会長代理）	立命館大学教授
	山本 一善	農業委員会
	山本 純一	長岡京市経済協議会
関係行政機関	西村 英明	京都府向日町警察署副署長
	水口 剛	京都府乙訓土木事務所長

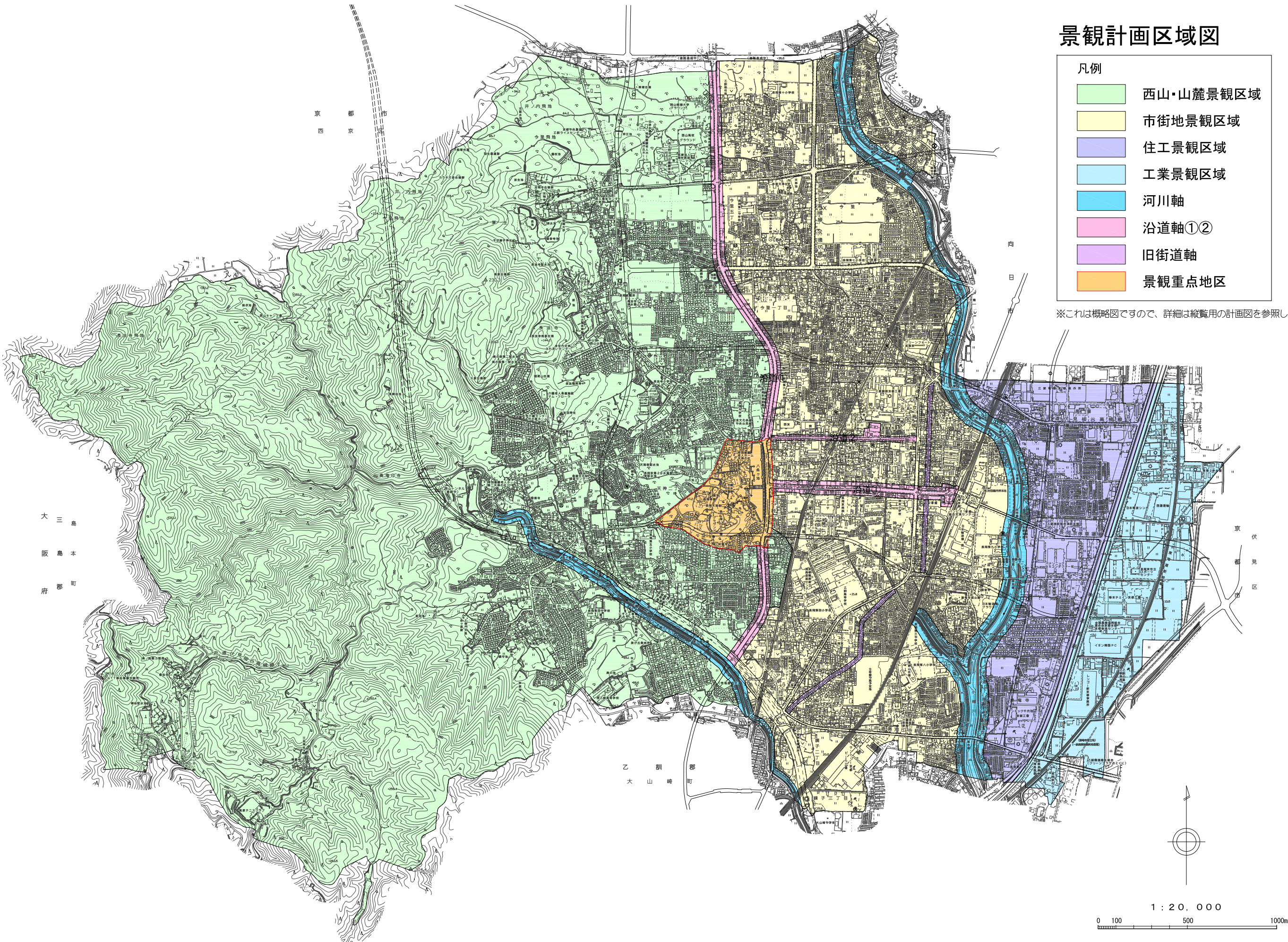
順不同敬称略

景観計画区域図

凡例

- 西山・山麓景観区域
- 市街地景観区域
- 住工景観区域
- 工業景観区域
- 河川軸
- 沿道軸①②
- 旧街道軸
- 景観重点地区

※これは概略図ですので、詳細は縦覧用の計画図を参照してください。



長岡京市景観計画

平成 20 年 4 月策定

平成 30 年 12 月変更

長岡京市建設交通部都市計画課

〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目 1 番 1 号

TEL 075-955-9521 FAX 075-951-5410

